

令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価の
あり方に関する検討会（第3回） 議事録

- ◆日時：令和3年3月11日12時32分～15時38分
- ◆出席者：阿部委員、荒井委員、大塚委員、片谷委員、勢一委員、関島委員、田中委員、錦澤委員、山本委員
- ◆オブザーバー：（一財）日本風力発電協会 眞鍋氏、（公財）自然エネルギー財団 大林氏、（公財）日本自然保護協会 大野氏、（公財）日本野鳥の会 浦氏、愛知県 永井氏、北九州市 北尾氏、

【事務局】

定刻を少し過ぎてしまいましたが、これより、第3回令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会を開催いたします。

本日は、御多忙中にもかかわらず御参集いただき、誠にありがとうございます。

事務局の環境省環境影響評価課の森田でございます。しばらく進行させていただきます。

本日は、東日本大震災から10年となる3月11日ということでございます。会議の開催に先立ちまして、1分間の黙祷を捧げたいと思います。黙祷。

（黙祷）

それでは、会議の開催に入らせていただきます。

本日の資料は、現在画面に表示しているとおりでございます。なお、本資料につきましては、検討会に先立ち、ウェブページにも掲載しております。また、第2回検討会の資料につきましては、修正版を第2回検討会のウェブページに掲載しておりますので、あわせて御案内いたします。

本日の出席者につきましては、現在画面に表示をさせていただいておりますとおりでございます。

これから先の議事進行につきましては、大塚座長にお願いしたいと思います。それでは、大塚座長よろしくお願いたします。

【大塚座長】

よろしくお願いたします。

前回に引き続きまして、リモートの会議になりますけれども、スムーズな議事進行に御協力お願したいと思います。お昼時の会議になりましたので、発言の際以外はカメラをオフにいただいても構いません。というかカメラオフにしてください。すみません。

それでは、議事に入ります。第2回の検討会終了後にメールでいただきました御意見等を参考資料の4として示しておりますので、後ほど御参照ください。

それでは、議事「再生可能エネルギーの適正な導入に向けた風力発電に係る環境影響評価の今後のあり方の方向性について」、事務局から関連資料の説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料1「再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会の検討状況 第2回検討会における検討の視点と主な意見」、こちらの資料に基づいて御説明させていただきます。これまで第2回の検討会まで幅広い御意見いただきましたので、こちら整理させていただきます。

青いタイトルのスライドにつきましては、これまで御議論いただいた内容をまとめさせていただいたものとなっております。また、オレンジ色のタイトルのスライドに関しましては、これまでも提示した関連資料になっておりますので、今回の説明は省略させていただきます。

まず初めにでございますけれども、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて、風力発電事業にも適正な環境配慮を確保していく必要がある。そのためには環境影響評価の役割が重要であって、地域の理解と受容が進むことは、これを通じて進むことが風力発電の立地の促進に重要なプロセスであるという点につきましては、各委員、オブザーバーの皆様から御

指摘いただいて、共通認識となったところでございます。

資料としまして、現行の風力発電所の対象事業について、また、法と条例について御紹介させていただきます。

続きまして、まず1つ目の論点、風力発電における著しい環境影響のおそれがある事業についてどのように考えるべきか幅広く御意見いただきました。まず1つ目、事業規模よりも立地する場所に位置する割合が大きい。規模よりも立地ではないかというところを御議論いただきまして、規模よりも立地に左右される風力発電の影響特性を考慮して要件を検討する必要があるという御意見、また、5万kWという場合には、その合理的な説明が必要だという御意見、また、風力発電所のこれまでの環境影響評価の実績が風力発電所の件数が多いといったところが特徴となっているところも御意見いただいたところございます。

参考資料としまして、法の手続状況及び法や条例のこれまでの手続状況、各事業所について御紹介させていただきます。

また、2つ目、同じく著しい環境影響のおそれがある事業に関して、第一事業の規模要件の考え方、データとしてどのようなものがあるかということで、まず、厳しい大臣意見が発出されたケースを御紹介し、小規模のものでも厳しい大臣意見が述べられているケースがあることを重要だという御意見、また、事後調査からきちんと内容を分析することが必要だという御意見、また、規模の大きさを判断する指標として、改変面積は重要な指標であるという御意見、また、その際に高さ方向の度合いといったものも考慮する必要があるだろうといった御意見をいただきました。また、これまでに規模要件の設定に参照した項目についても確認する必要があるという御意見をいただきました。

資料としましては、厳しい大臣意見の発出状況、単機出力と総出力の関係、事業実施区域の推移、改変面積の推移といった資料を御紹介させていただいております。

また、事後調査計画の分析結果について、この資料を御紹介させていただいております。また、これまでの規模要件の検討の経緯につきましても、振り返りで平成23年の検討経緯、30年の検討経緯も御紹介させていただきました。

20ページまで飛びます。また、1つ論点としまして、条例アセスとの関係をどのように考えるか御議論いただきました。

まず、1つ目としまして、法と条例が一体となって運用されてきました我が国の環境影響評価制度の経緯を踏まえまして、条例の環境影響評価の存在を念頭に置いた上でどうするか考える必要があるという点につきまして、条例で風力を対象にしてない自治体に集中することが懸念される、また、条例改正、どのように対応すべきかを移行期間が必要だということ、また、自治体任せにならないように国としても考え方を示していく必要があるという御指摘、また、条例に委ねることが本場に再エネの導入促進の観点から十分かどうか検討する必要があるといった御意見をいただいております。

資料としましては、条例における風力発電所の規模要件に関する資料、また、現在風力発電所の手続実施状況を都道府県別にお示ししてまいりました。

条例アセスとの関係について2つ目。地方自治の尊重する観点であります。制度面、運用面で、条例と法とで同じ点、違う点はどのようなことがあるかといったところを整理させていただきました。

3つ目。法と条例の役割分担の中で効果的・効率的に実施されることを支援するための国の役割は何かといった観点についても御指摘いただきました。

資料としましては、条例の機関や広域連携の調査結果の報告、また、審査機関に関する規定、また、条例改正に要する期間の例について御紹介させていただきました。

また、風力発電に係る適正な環境配慮と、また、地域住民とのコミュニケーションを円滑に実施するためのプロセスとして、我が国の環境影響評価制度、法も条例も含めて、取り組むべき事項は

何か、様々御意見いただきましたので、こちらまとめてございます。

まず、1つ目としまして、制度の運用に関するものでございます。運用面としましては、環境影響評価図書のアセス図書の継続的な公表、また、それを活用するということが重要だということ御指摘、また、事後調査の充実、また、事故調査結果を公表して活用していくことが重要という御指摘、また、現行制度の中でできるアセスの簡素化、これまでのデータベースの活用であったり、もしくは、スコーピング知能の活用、簡略化・重点化の活用が重要といった御意見もいただいております。また、環境省によってそういった情報の提供、調査の充実も必要だということを御指摘いただいております。

これまでのアセス図書の公開状況等々につきまして、資料を御紹介させていただきました。

また、2つ目としまして、環境影響評価の制度に関するものとして御意見をいただいております。ゾーニングの制度化、活用が重要であるという御意見、また、スクリーニングの拡大・活用が必要だという御意見、また、簡易アセス、小規模アセス、自主アセスといった制度を取り入れていくべきではないかといった御意見、また、鳥類への対応について個別法での対応も重要だという御意見もいただきました。

次に、前回、これまでに御紹介できていなかった地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案につきまして、御紹介させていただきます。こちら、今回の改正では、大きく3つの観点から改正がなされました。長期的な方向性をまず法律に位置づけたという観点、2050年までの脱炭素社会の実現を明示的に位置づけたという点、また、2つ目が、地方創生につながる再エネ導入を促進と記載してございますが、こちらがゾーニングの取組を含めた自治体さんの取組を促進していこうという項目になります。3つ目が企業の排出量情報のオープンデータ化。大きくこの3本柱の改正になってございます。

少しページ飛びまして、37ページ。こちらが今回の温対法改正案における、地方自治体における促進制度のフロー図となっております。

まず、都道府県、市町村によって地方公共団体の実行計画を策定していただく。再エネ利用促進の目標を掲げていただく。この目標を具体化するために、市町村が促進区域を設定していこうという取組になります。都道府県としましては、促進区域を設定する際の環境配慮の方針を整理する。ゾーニングに活用する項目、自然的・社会的な項目について、環境配慮の方針を整理する、示していく。また、市町村は、それに基づいて具体的な知識を整理、洗い出しまして、協議会等を通じた地域との合意形成を図りつつ、促進区域を設定していく。そういった仕組みになってございます。こちら促進区域として指定されますと、市町村による事業計画が認定された場合には、認定事業に介して各関係法令のワンストップサービスと環境影響評価手続のうちの配慮書の省略ができるといった仕組みになってございます。

それ以外は前回も御紹介した資料になってございます。

以上、タイトな資料でございますが、簡単にこれまでの検討会の検討の視点と、主にいただいた意見を整理させていただきました。

【事務局】

続きまして、資料2「再生可能エネルギーの適正な導入に向けた風力発電に係る環境影響評価の今後のあり方の方向性について（案）」という資料について御説明させていただきます。

まず、「はじめに」というところで、今回の検討の経緯について御紹介させていただきます。

次に、今回の資料の構成でございますが、大きく3点に分けてございます。まず、1点目環境影響評価制度についてということで、法と条例の風力発電所に係る規定について御紹介させていただきます。2点目、環境影響評価の現状と課題というところでございます。3点目、こちらが今回の議論いただくポイントとなりますが、風力発電所に係る環境影響評価制度の今後の在り方の方向性というところで示しております。

大きく2点に分けてございまして、まず3-1、法における風力発電所の取扱いについてという

ことで、いわゆる規模要件の論点、次に、3-2、風力発電所に係る環境影響評価制度の適正な運用、制度の在り方ということで、こちらも大きく2点に分けてございまして、喫緊の課題として直ちに措置すべき事項、こちらが主に運用の論点になってございまして、②としまして、継続して検討し迅速に措置すべき事項ということで、こちら前回までの御議論の中で制度的な手当て、風力発電所が立地により大きな影響を受けるものであるというところに鑑みて、しっかりと制度的な手当てを考えていくべきではないかという論点について出しております。

続きまして、3ページ。こちらが法の状況というところでございまして。第一種事業が1万kW以上、第二種事業が7500kWから1万kWということになっております。

条例の状況でございまして。47都道府県のうち33府県、そして、21政令市のうち15政令市が条例において明示的に風力発電所を対象としております。また、その土地の改変等の条件というところで対象となり得る自治体につきましては、4県と1政令市ということとなっております。

続きまして、2、現状と課題というところで、まず、現状の確認をさせていただきます。平成24年の法対象事業の追加の後、風力発電所は手続を終了したもの119件、手続中が302件となっております。このような状況の中において、例えば、現在手続中の法対象事業において、風力発電所が全事業数の9割を占めるという突出した状況にあるなど、他の法対象事業に比べて状況が異なるというような現状にございます。

続きまして、6ページ目です。風力発電所による環境の影響の程度というものにつきましては、規模に相関する傾向もあるものの、立地の状況に依拠する部分が大きいと考えられます。規模の相関する傾向があるという点につきましては、厳しい環境大臣意見の発出状況に着目いたしますと、規模が大きくなると厳しい意見がついた割合が増加する傾向が見られるというところでございまして、この点につきましても、5万kW未満の事業においても14%で厳しい大臣意見がついているということで、この状況は看過できないということでございまして。

なお、風力発電所が法対象事業となった当時に比べ、風車、発電設備そのものは大型化しているということでございまして、総出力などの点につきましては、顕著な傾向は見られないというところでございまして。

このような現状を踏まえまして、課題の整理をさせていただきました。これまでの風力発電に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、運転を開始して事後調査を公表するという段階に至っている案件は多くはないというものの、これまでに数多くの手続が実施されておまして、従前に比べて、風力発電所の環境影響に係る知見が充実してきた部分もあるというところでございまして。

以下の4つのような観点を踏まえまして、風力発電に係る適切な環境影響評価制度の今後の在り方を考える必要があるのではないかとということで、視点としまして4つ挙げさせていただいております。

まず、最新の知見をもとにして考えるということ。2つ目、適切な環境配慮の確保と地域におけるコミュニケーションの充実の観点を踏まえるということ。3つ目、風力発電に係る関係制度の最新の状況を踏まえるということ。こちら、先ほど説明させていただきました、温暖化対策推進法の改正案などの関係制度を踏まえて議論が必要という点。4つ目、法と条例が一体となって環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきたという我が国の環境影響評価制度の経緯をしっかりと踏まえるということを示させていただいております。

続きまして、今回の御議論いただく最大のポイントでございまして、今後の在り方の方向性というところの御説明をさせていただきます。まず、基本的な考え方の確認として、あらかじめ事業者において事業に係る適正な環境配慮を確保すること、事業者が地域の住民や地方公共団体等の意見を聞いて、その理解を得られるよう努めるということによって、地域の理解と需要が進み、環境と調和した形となることにより、風力発電の円滑な立地の促進が図られるという観点を確認させていただいております。その上で、風力発電所の環境影響評価制度の今後の在り方の方向性について議論を深めてはどうかということで、論点を提示させていただいております。

まず初めに、法における風力発電所の取扱いについてでございます。法の対象とすべき規模が大きく著しい環境影響のおそれがある事業として捉えるべき風力発電所の規模について、最新の知見に基づき適正な規模を検討してはどうか。まず、風力発電所の環境影響の程度につきましては、事業規模に相関する傾向も見られるものの、事業規模よりも立地する場所に依拠する度合いが大きいと考えられるところでございます。そのような中で、現行の環境影響評価法においては、著しい環境影響のおそれがある事業かどうかを事業規模の数値により判断し、手続を義務づける仕組みとなっております。現行法下における喫緊の対応ということでは、法全体に関わるそのような仕組みを前提として、最新の知見に基づき適正な規模を検討してはどうかというところを提示いたしております。

その上で、規模要件につきまして、その他の法対象事業の考え方というものを封印して設定してはどうかというところで、法対象事業の全般における規模が大きく著しい影響のおそれがある事業の考え方について御紹介いたします。まず、法対象事業の考え方というものについては大きく3点、いわゆる面的事業、線的事業、点的事業に区分され、土地の改変による影響の大きさと上物の施設による環境負荷の発生、例えば、汚染物質の排出の度合いなどに着目して設定されております。

まず、面的事業についてですが、例えば、土地区画整理事業、太陽電池発電所などにつきましては、面積100haがメルクマールとして設定されてございます。その上で、面的事業のうち、面開発として土地の形状の変更などによる通常想定される影響のほか、事業の特性からとりわけ環境負荷が大きいと想定されるような埋立て・干拓、廃棄物最終処分場では、50ha、30haという数値が設定されてございます。

次に、道路や鉄道などのいわゆる線的事業につきましては、著しい影響のおそれのある範囲を両側50m程度想定いたしまして、これが100haに相当するということで、長さ10kmを要件としてございます。

その他、火力発電所などのいわゆる点滴事業というものにつきましては、面的規模ではなくて発電設備による環境負荷の発生ですとかに着目するということが適切だということでございますので、施設の能力を基準として設定されてございます。

このようなほかの法対象事業全体に及ぶ規模の考え方を敷衍いたしまして、面的事業の100haをメルクマールとしつつ、土地の形状の変更に加えて、風力発電の事業特性として懸念される風車による環境負荷の度合いを鑑みて、より厳しい改変面積をもとに設定してはどうかと提示いたしております。

観点1つ目でございます。風力発電は列状に発電設備を設置する線的事業として捉えて、面積100haの考え方を適用することが適切ではないか。2つ目。風力発電設備は数十mのタワー上でローターが回転するという構造であり、高さ方向の空間利用が非常に大きいという特性があるということで、面積要件を厳しく設定していくことが適切ではないか。この2点でございます。

次のページは、ほかの対象事業の規模要件の一覧となっております。面的事業の100haをメルクマールとしつつ、土地の形状の変更などによる通常いわゆる面開発に伴う影響に加えて、風力発電の事業特性として懸念される発電設備の特性というものに鑑みまして、以下のようなデータを踏まえまして、例えば、1つの考え方として、第一種事業の規模要件を5万kW以上、第二種事業の規模要件を3.75万kW以上5万kW未満とすることはどうかと提案させていただいております。

まず、面積の捉え方といたしまして、風力発電は設備を列状に配置することが多いということから、道路と同様に線的事業とみなしまして、列状に配置された各発電設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ50mの範囲を想定する。その上で、また、風力発電につきましては、高さ方向の空間利用が大きいということで、面的事業の100haより厳しい要件を設定している埋立て・干拓と同様に、50haに相当する出力規模としてはどうか。そして、こちらの考え方にに基づきまして、2012年以降に評価書手続が終了しました46事例について、線的事業とみなした面積を分析いたしますと、50ha相当はおよそ5万kWとなるというところでございます。

次のページが実際にその面積と風力発電所の総出力の関係を示した図でございます。こちら、50 ha相当が5.1万kW相当になるというところでございます。

続きまして、規模要件を引き上げる場合の留意事項でございます。

まず、その地域の実情に応じて、自治体の判断により、条例により適切に手当ということが考えられます。その場合、条例における適切な在り方を自治体様自身でお考えいただくというお時間としてしっかりと加味いたしますと、また、その周知期間を勘案するという点でありますと、施行までのリードタイム1年程度を確保することが必要ではないかという点。

また、事業を分割し、アセス逃れをする事業者が出てくることが懸念されるというところで、いわゆるアセス逃れの防止のための措置として、例えば、国のほうで法アセスの対象とすべき1つの事業の考え方について、いろいろとケースを示して、考え方を整理するという点などを検討することが必要ではないかという点。

また、現在、法により多くの案件が手続中となっております。経済産業大臣の勧告ですとか、地方自治体の御意見が多くついているものがございます。このようなものの取扱いについて、どのように取り扱うかを検討する必要があるのではないかという点。

続きまして、16ページ目でございます。3-2としまして、風力発電所に係る環境影響評価制度の適正な運用、制度の在り方の論点に移ります。

まず、基本的な視点といたしまして、風力発電所は、規模にかかわらず、立地場所の特性により環境影響が懸念される場合があるということで、地域における合意形成ができず、事業が進まないリスクを未然回避するよう、適正な環境配慮の確保、そして、地域とのコミュニケーションの充実の観点からの所要の措置を講じることが必要ではないか。こちらにつきまして、地域における風力発電に係る環境影響の懸念の高まりの向きがあること、一部の発電事業者の地域におけるコミュニケーションの在り方が問われる事態も懸念されるというような声があることなども踏まえまして、1つ目、喫緊の課題として直ちに措置すべき事項、また、継続して検討し迅速に制度的に措置すべき事項の両面について議論を深めるべきではないかという点を示しております。

こちらでございます。まず、前回までの御議論で非常に多くの御指摘をいただきました。風力発電の影響が立地により大きな環境影響が懸念されるという点に鑑みて、また、再生可能エネルギーの導入の促進をしっかりとしていくという点も踏まえまして、風力発電に係る環境影響評価制度の在り方そのものについて、しっかりと継続して検討を進めて迅速に措置すべきだという御指摘が多くございましたので、まず、こちらの論点について説明をさせていただきます。

制度的な手当の在り方としまして、大きく2点、皆様方より御指摘をいただいた点でまとめてございます。

まず、1つ目でございます。立地により、規模が大きいものでなくとも、大きな環境影響が懸念される事業を適切にふるいにかけてアセスメント手続を実施していくということ。いわゆる、より幅広いスクリーニングの導入の観点。

2つ目。環境影響の度合いに見合った形のアセスメント手続を実施していくということ。例えば、現行の3つまたは4つの段階の図書作成の手続を実施するというものよりも簡略化された手続段階とするなどの簡易なアセスメント手続の導入という観点がございます。

こちら、1つ目の課題としまして、スクリーニングの実施の2つ目のポツでございますが、スクリーニング幅を広げるということにつきましては、法改正が必要な事項となっております。2つ目、簡易のアセスメント手続の導入につきましては、環境影響が懸念される場合に、適切に必要な環境調査を実施すること、住民説明などの必要な手続を丁寧に実施することなどの重要性を踏まえた上で、より合理的な環境アセスメントの実施を可能とするような制度的な方策を考えていく視点が重要と考えられるということでございまして、風力発電所の特性に鑑みて、しっかりと継続して制度的な枠組みを検討して迅速に措置することが必要ではないかと提示しております。

続きまして、喫緊の課題として直ちに措置すべき事項ということで、御説明差し上げたように、

制度的な手当てをしっかりと検討して迅速に措置するということと並行しまして、しっかりと取り組むべき運用上の課題を提示しております。こちらは法や条例を問わずというところの課題でございますが、まず1点目としまして、こちらは事業者さん自身の取組になってございますが、地域とのコミュニケーションの促進、事業の信頼性の向上のための取組が必要ではないかという点でございます。アセスメント図書の継続的な公表と活用というところはしっかりと取り組む必要があるのではないかと。そのためには、事業者団体様のみならず、事業者団体と経済産業省、環境省が連携して公開の取組を強化できないかという点。加えまして、アセスメント等の手続におきまして、例えば、地域から示された懸念への対応が不十分な場合などに対して、何らか取組が必要ではないかという点。

2点目、さらなるスコーピング機能の強化による合理的な環境影響評価の推進が必要ではないかという点。こちらにつきましては、現行制度上、事業者さん自らの判断により、立地に応じてメリハリのある環境影響評価の実施が可能となっているところで、そのような運用実態になっていない点も鑑みまして、今後、さらなる合理的なスコーピングの実施が促進されるよう、国によるさらなる周知、その他必要な取組をすべきではないかという点。

次のページでございます。環境影響の不確実性を補う措置の強化、事後調査の強化が必要ではないかという点。事後調査の充実、継続的な公表や活用が必要ではないかというところで、例えば、順応的管理を含むような問題が確認された際の対応手続など、しっかりと議論する必要があるのではないかと。事後調査で今後十分な情報が得られるよう、項目や手法の充実が必要ではないかという点。

4つ目、環境影響の未然防止のための適切な立地誘導、保全措置に係る取組が必要ではないかという点。1点目は環境省自身による情報収集、提供の強化が必要ではないかということで、特に猛禽類、渡り鳥などの鳥類への対応を強化するということが求められる中で、EADASやガイドラインなどによる対応をさらに強化することが考えられるのではないかと。また、先ほど御紹介させていただきました、先日閣議決定された地球温暖化対策推進法の改正案に基づく適地抽出の促進というところと環境影響評価制度との連携を強化することが必要ではないかという点。

次のページ、19ページでございます。こちらは愛知県様からも御意見頂戴しておりましたが、地方自治体による環境影響評価条例における風力発電所の取扱につきまして、地方自治を尊重しつつも、地方自治体が必要な場合に参照できるよう、国として自治体の制度検討や運用に資するような取組を講じるべきではないかという点。

20ページでございます。具体的には、規模要件の設定ですとかそのようなことを考える際のデータの例の提示をするなどのことも考えられるのではないかと。また、その条例に関して、広域の環境影響や希少種などに係る環境省の関与による条例の運用の支援も検討すべきではないかというところで、各地域での判断が難しいものについて、環境省として助言を行うような取組なども必要ではないかという点でございます。

以上、説明が長くなって恐縮でございますが、資料2の御説明でございました。

【大塚座長】

どうもありがとうございました。

それでは、再生可能エネルギーの適正な導入に向けた風力発電に係る環境影響評価の今後の在り方の方向性につきまして、15時25分ぐらいまで議論の時間を設けたいと思います。

また、前回、予定の時間を非常に超過して、委員、オブザーバーの皆様にご迷惑をおかけしてしまいました。今回、予定の時間に議事を終了できるように、あらかじめ議論の手順を整理させていただければと思います。

まず、3-1の項目につきまして委員から一巡御意見を頂戴し、次に、3-2の項目について委員会から一巡御意見を頂戴します。その後でオブザーバーの皆様からもコメントがございましたらいただきまして、最後に、委員からまたコメントがあれば挙手をしていただくという方法で進めて

いきたいと思います。

それでは、まずは資料の2の3-1につきまして、委員の先生から御意見をいただきたいと思えます。会場にお越しの委員、続いてウェブ参加の委員の順で指名させていただきます。それでは、名簿の上から順に指名させていただきますので、御準備をお願いします。

それでは、勢一委員、お願いします。

【勢一委員】

御説明ありがとうございました。

最初は、規模要件のほうから議論ということでもよろしいでしょうか。

【大塚座長】

資料の3-1のほうからお願いします。

【勢一委員】

ありがとうございます。

お伺いをさせていただきたい点としましては、7ページとか9ページあたりで、最新の知見に基づいて今回規模要件の再検討をするという方針をお示しいただいております。ここで想定している最新の知見というのは、風力発電については、規模よりも立地が支障になるというところのことを指しているという理解でよろしいのでしょうかというところを前提としてお伺いしたいと思えます。

それを前提としまして、規模要件の考え方、10ページ以下のところで、ほかの対象事業のものと比較をしながら、面的事業、100haのメルクマールをお示しいただいて、それをもとに風力発電についても規模要件の基準を取り出していくという作業をしていただいております。

この最新の知見として何を想定するかにもよるのですけれども、風力発電の事業として、そもそもほかの事業の開発の特性と横並びで本当に特性を考慮することができるのでしょうかというところ、事務局のお考えを少しお聞かせいただきたいと思えます。風力発電の特性で立地であるというところを仮にもう少し強調するのであれば、多少面的開発面積が大きくなったとしても、自然環境、住環境に影響が少ないものも場所によってもあり得る。面積が狭かったとしても、影響は大きいものはあり得るというところが考慮の対象になるのではないかと気になっています。この点、少しコメントを頂戴できればと考えております。

あわせて、条例に委ねるという方針になっていると理解しておりますけれども、この場合、法の規模要件をあげて、それ以下は条例の対応に委ねるということになりますので、お示しいただいたとおり、条例を各地域が各地域の状況に応じて整備できるための時間は必要であると思えます。今回の案ではリードタイム1年程度とお示しいただいております。これは恐らくここにオブザーバーで入ってきていただいている愛知県、北九州市のコメントをある程度前提にしておられるのかと思えますが、本当に1年程度で大丈夫なのでしょうかというところはぜひ確認をお願いしたいと思えます。

例えば、全国知事会や指定都市市長会に、全国的な状況としてそれで可能、対応できる状況にあり得るのかを聞いていただくなど、そこは配慮をお願いしたいと思えます。特に、現在コロナ禍にありまして、自治体レベルではマンパワーの確保はかなり大変な状況になっています。これからワクチン接種ということになりますと、さらに通常の業務が厳しくなるということも想定されますので、この辺りはぜひ丁寧に現場の状況を把握していただければと思えます。

同じページ、15ページのところで、現行法により手続中の案件についての対応策2つお示しいただいております。確かに、アセス逃れ防止と同時に、最も事業者と地域にとって適切な方法を選ぶという意味では、対応2の乗換えというのは選択肢になろうかと思えます。ただし、これは条例で対応を決めなければならないという仕組みになっていますので、その措置にどれだけ時間がかかるのか、あるいは、条例で対応しないという選択も地方分権なのであり得ると思えますので、その場合にはどのように対応するのか。条例が対応しなければ、対応1のほうにその地域がとどまるという

ことになるのか。この辺りは少し整理が必要かなと思います。

取りあえず私は以上です。

【大塚座長】

ありがとうございました。では、ウェブのほうに行きますが、阿部委員、お願いします。

【阿部委員】

よろしく願いいたします。

ただいまもいろいろ御質問があったようですし、前回、前々回の委員会でも、実際に制度を変えていったときの懸念事項等いろいろ出てきていると思います。そのところは、今後も十分配慮しながらやっていただくということが基本ということにはなるのですけれども、前提として、まず、規模要件をどこで見っていくのが国の事業として適切なのかという点を議論しなくてはいけないのだという点に立ち戻って、少し今回出していただいた資料について私のほうからコメントさせていただきたいと思います。

まず、風力のアセスの案件を出していただいたと思うのですけれども、これは資料1ですかね。5枚目と6ページ目ぐらいです。これで見ると、これだけでも案件がものすごく多いのが分かるのですけれども、さらに、これは実は過去にアセス法ができてからの累積だと思ひまして、単年度の事業で見ると、比較にならないほど風力の案件が多いという現状で、環境アセスメント制度があるから風力の導入が遅れるということではないと私は思うのですけれども、ただ、案件がこれだけ多いと、事務手続にも非常に時間がかかっておりまして、そういった側面もあるということは御認識いただきたいところではございます。

その上で、こういったことが起きてくる背景としては、例えば、同じ場所に3つの事業者さんが次々とアセスの案件を出してきている。実際には、本来風力発電を導入しなければいけない導入量に対して、3倍のアセスの手間がかかっているわけですよ。そういったところも併せて解消していかないと、なかなか風力発電の導入促進というところにつながらないのではないかと思いますので、これはアセス法の話とは別になりますけれども、今回ゾーニングとかスクリーニングという話も出ておりますし、今後、この辺の調整もうまくいくようになると、アセスをやった分だけ風車が入っていくというような形で、スムーズに進んでいくのかなと思いますので、その辺はよく念頭に置いて考えなければいけないと思っております。

それで、その後に、こちらは資料1ではなくて2のほうだったかと思うのですけれども、事業がどのぐらいの規模が適切かというような御検討がなされていて、現状、比べてみると分かるのですけれども、太陽光が新しくアセス法で入ってきました。その規模が大体100mということで設定されております。それに対して、風車に関しては、改変面積、今回、きちっと検討していただいていると思うのですけれども、このぐらいだということで計算されていますけれども、若干、例えば、風車ができた位置から距離に比例して、音の問題とか、あるいは、生物への問題とかがありますので、それよりはちょっと厳しい要件のほうがいいだろうと考えております。今回、50haということで御検討いただいて、一応この数字を出していただいているので、この検討は、私としては尊重したいと考えております。

もう一点、単機出力が非常に大きくなってきているという資料があったかと思ひます。こちらは資料1でしたか。1の10ページ目ですかね。これを見ていただければ分かるように、アセス法ができた当初というのは、国産のものも結構ありまして、2,000とか3,000ぐらいの規模のものが多かったのですけれども、今、4,000とか4,500ぐらいの規模になってきております。これが今後、洋上なんかですと7,000とかそういったものが出てきておりまして、背景には、1つには、小さい規模の国産の風車が造られなくなってきていて、ほとんど輸入のもの。輸入のものはどんどん大型化しているようです。

そういう状況の変化もありまして、例えば、昔でしたら3,000で同じだけの総出力を出そうと思えば、基数も多くしなければいけなかったのですけれども、現状では、単機で、例えば4,000と計算す

ると、3機造るだけで1万2,000になってしまうわけです。現状、事実、案件としては、自治体さんのやっているような風力のアセス事業で、リプレースで1万2,000kWぐらいの事業が、国のアセスのほうでかかってきています。ただ、これを本当に国でやるのが適切かどうかというようなところの議論もあるかと思えます。といいますのは、今後、再エネを推進していくに当たっては、例えば、自治体さんが先行して、風車を少ない数で建てていただいて、それで事業の継続性とかを見ながら、再生可能エネルギーを誘致していくというようなスキームを考えるとすると、この辺のところは、うまく自治体の方が先導を取ってやっていくという考え方もあるのではないかと私は聞いていました。

それでもなお、やはり5万と1万というところの間にはいろいろな問題がございます。それについては、その1つ前、2つ前のところで整理していただいていると思いますけれども、それからもう一つ、その次ですね。9枚目になります。ほとんどが猛禽類とか鳥類、生態系、これは、恐らくは、ほとんどがバードストライクの問題が多いと思うのです。騒音に関して、問題がないということではないのですけれども、割と規模の小さいものはあまり出ていない。

この背景には、業者さんが大体1km以上の住居からの距離を取っていただいている。近くなってしまうものでも500m以上は取っていただいているということで、かなり、その辺の知見も増えてきましたし、対応も進んできているので、この辺の意見がいろいろ出てくるという事例も出てきているのではないと考えられます。この辺は、むしろ山本委員に後でコメントしていただきたいのですが。生物の方は、依然よく分かってないところがありまして、アセスのほうで一応衝突リスクというのは計算して、いろいろ審査はするのですけれども、それでもなお不確実な部分が多いということで、バードストライクというのは風力発電だけの特殊な項目になっているわけです。ということを見ると、ここのところは、アセス以外でもいろいろ制度を整備していかないとなかなか解決していかない問題ではないかということで考えておりまして、まずは、いろいろ問題はあるとは思いますが、国の対象事業としてどの規模が適切かという観点で私は考えていったほうがいいのではないかとということで、コメントさせていただきます。

それに関連するゾーニング、スクリーニング等のお話については、また後ほどコメントさせていただきます。以上になります。

【大塚座長】

ありがとうございました。では、荒井委員、お願いします。

【荒井委員】

荒井です。御説明どうもありがとうございました。

それでは、私のほうから2点ですけれども、まず、資料2の11ページのところから。今、阿部委員からの御指摘にもあったと思いますけれども、まず規模要件のお話をされているということで、様々な資料の御提示をありがとうございました。規模要件を捉えていくところで、この①と②で提示されていることというのが有用な部分の考え方があるのではないかと思います。私は専門が景観ですので、景観で考えた場合、確かに線的な事業といった特性、それから、次の②のところの高さ方向の空間利用が大きいという特性は非常に大きいというふうに考えています。今後、風車の巨大化というのは、どんどんそれが進むものだと思いますので、これからは基数が減って、高さ方向への影響がかなり出てくるのではないかとというふうに懸念しています。そこの部分において、ここに「面積要件を厳しく設定すること」と書いてありますが、ここをよりもう少し具体的にどのような設定ができるのかということを知りたいと思っています。

それで、景観の場合は、巨大なもの、今、高層ビル級のものが建つと思いますので、特に地方においては、今まで見たこともないようなものが景観として出現してくる、景観的な影響が発生することが考えられますので、設定の仕方は理解はできるのですが、それをどのように面積要件に置き換えて設定をするのかということに対して、もう少し説明をお願いしたいと思います。

もう1つは、15ページ目です。こちらはさつき勢一委員のほうからも御指摘があったところです。

施行までのリードタイム1年程度というのが、これまでのいろいろな御説明を伺っていても、1年という設定がどれくらい有効性があるものなのかということに関しては、少しまだ私の中では整理がしきれていないところです。このオブザーバーで参加されている自治体さん、それから、条例をもっていないところもあるわけですので、様々な自治体においてこの1年というのが、条件が違う中で果たして適切な年数なのかということは、もう少しどのような設定において1年程度というのを提示されているのかということに対して御説明をいただければなというふうに思います。

以上です。よろしくお願いします。

【大塚座長】

たくさん質問が出ていますので、事務局からここで一旦お答えいただいて、また次に進みたいと思います。お願いできますでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。

まず、第1点目で、勢一先生からの御質問、最新の知見というのは何を指しているのかという点であったかと思います。こちらにつきましては、最新の知見と言いますのは、これまで法対象に風力発電所が追加された後に、100件を超える手続というものがかかっている。手続が終了し、また、さらに多くのものが手続を継続しているという中であって、そのような審査の過程などで得られた知見に基づいて考えてはどうかというのが最新の知見というところでございます。

第2点目の立地による影響というところを鑑みてどう環境影響評価をしていくべきかという点につきましては、この規模要件、現行法下でどうあるべきかという議論というよりも、まさに、現行法というのは数値をもって事業規模を測って環境影響の著しいものかどうかというところでふるいにかけて法対象としていくという制度でございますので、こちらについては、資料2の21ページ目で御説明させていただいたような、より幅広いスクリーニングの導入や簡易なアセスメント手続の導入といったようなところを継続して、しっかりと検討して迅速に処置するということが重要と考えております。

こちらで、荒井先生からの御指摘で、今後、見たこともないような高層ビル級の風力発電所が出てくるというような中で、高さ方向の影響というのをどのように考えていくのかというところにつきまして、まず、今回の規模要件、1万kWですとか5万kWというところにつきましては、主に洋上風力につきましては、これから一基が1万kWというような世界で、恐らく、この規模要件とは別の観点からしっかりと洋上風力のアセスメントの在り方は考えていかないといけないと思っております。ということでございまして、今回、その考えていくというところは、主に陸上風車の環境影響というところで、主力級の3,000kWですとか、今後見られると思います4,000kWというところを念頭に考えていくということかと思っております。

【大塚座長】

条例にさせていただいたときのリードタイムなどについては、また、さらに検討していきたいと思っております。どうもありがとうございます。

では、戻ります。片谷委員、お願いします。

【片谷委員】

基本的には、今、もうほかの委員の皆さんから出た話と重なるところが多いのですがけれども、私、前回は規模要件を引き上げても、アセスの実施する側の事業者さんの労力はそんなに減らないのではないかという懸念を申し上げたわけで、その意識は今もあることはあるのですがけれども、ともかく、今回出てきた資料の14ページの図が非常に明確な根拠になっていますので、その50haというやや厳しい基準を、高さ方向を考慮するというところで厳しい基準を適用する。そうすると、5万kWになるというのは、根拠としては非常に有力であろうというふうに判断をしております。

前回、規模要件を引き上げてもアセスの労力が減らないという懸念を申し上げたことは、撤回はしないのですがけれども、まずはこれをやって引き上げて、プラス、次の対策を考える。これは、自

然エネルギー財団さんなんかが再三おっしゃっているアセスの簡易化・簡略化という話になるわけですが、それを早く準備しないと、引き上げるだけでは実効性は出てこないし、一方で、野鳥の会さんなんか懸念されている自然への影響というのを十分回避できるような担保が保てなくなるような改変はまずいので、そこをしっかりとできるようにするには、先ほどから出ているスコーピングの考え方を国が明確にするとか、これはまた後で議論があると思うのですが、そういうのは同時並行で準備していかないと、何年も先になってしまうと、規模要件の引上げだけが独立して行われたみたいになってしまいますので、そうならないように並行して進めていく必要があるということを感じて申し上げたいと思います。

あと幾つか頭にはありましたけど、今、ほかの委員がおっしゃったことと重なりますので、そこは省きます。

以上です。

【大塚座長】

大変重要な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

では、関島委員、お願いします。

【関島委員】

関島です。今、片谷委員が言われましたように、私も規模要件を引き上げても、その代わりの方法として、条例での対応とか、結局、事業者の負担感というのは変わらないような印象を持ちますし、それから、また現行法を柔軟に適用していくことで、スコーピング等での対応でアセスを簡略化することで、あとゾーニングとの組合せで、かなり事業推進を図れるのではないかという考えは今でも持っています。

ただ、今回のタスクフォースの意義、それから、環境省の立場を考えると、ある程度の答えを出さなきゃいけないという中では、規模要件を引き上げるということも視野に入れた回答といったところも考えざるを得ないということです。

今回、面的事業として100haというのをメルクマールにして、線的な事業として風力を考えて、また、それさらに厳しい要件として考えることによって、50haという数字を出していく。これが5.1万kW相当に相当するので、規模要件としては5万kWに引き上げるという説明です。これは、私としては結構無理くり感が印象として持った部分はあるのですが、今、情報が少ない中では、こういう考え方で、従来のアセスの適用の規模要件と照らし合わせる中に持ってくるという考えというのは、かなりうまいやり方だなというふうな印象は持ちました。

ただ、風力発電が、風車の供用後、その影響、自然環境に対する影響ということは、これまで報告されている中では、かなり、幅50mの幅というものの、広い範囲に影響を及ぼすということが既往の時点で分かっていますので、そういう観点からすると、なかなかこの従来の考え方を適用するのは難しいのではないというふうに考えております。たとえ5万kWに設定した際、今度、最新の知見として、立地特性の影響とかというのが非常に重要だというような意見がこれまでも出ていますので、こういったものをどのように考えていくかということを考えると、二種事業の適用範囲を1万kWまで広げて、1万から5万kWに関しては、スクリーニングによってその影響が大きいかどうかという判断しながら、比較的影響が大きそうなものは法アセスで考えていくというような形で、法の改正が必要になってきますけれども、そういう対応が必要なのかなという風に思います。

それと、あわせて、今回の規模要件の引上げというものがもし行われるようになった場合には、この資料の18ページにも書かれているように、事後調査の充実、継続的な公表、これによってデータの蓄積を行いながら、その後、規模要件を引き上げた状態でいろいろ事業審査が行われていくこととなりますけれども、あわせて、並行して、規模とか立地が環境影響との関係を明確に明らかにしながら、将来的に規模要件の検討というのをまた問われることになるかもしれない。その時に、そういうふうな事業者が公開したアセス図書を整理、そして解析しながら、適切な規模というのはどの程度なのかということをあわせて検討していくことが必須だと考えます。そういう意味では、

この事後調査というものを努力義務というか、そういう形で極めて強い形でこの規模要件の引き上げとセットにさせていただきたいというふうに思います。

それから、もう一点。5万kW以上になった場合には、今度、順応的管理というふうな考えに基づいて、供用後の影響を適切に見ていくということで、従来も協議会が立ち上がっていますが、そういう協議会の立ち上げということ視野に入れた形で、見守っていく制度もしっかりと考えていくということが必要だというふうに思います。

以上です。

【大塚座長】

ありがとうございます。規模要件引き上げとともに、事後調査の充実と順応的管理もしていくという御意見、どうもありがとうございます。

では、田中委員、お願いします。

【田中委員】

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

まずは、大変今回短い期間の中で各委員の意見を聞いた上でこのデータを取りまとめていただいて、環境省の事務局に敬意を表したいと思います。また、基本的な考え方について概ね賛同するところではあります。

その上で確認をしたい点がありまして、本日の参考資料4にも、第2回検討会以降に各委員、オブザーバーからまた御意見が出されております。大変多岐にわたった論点が出ているのですが、こうした論点に一応対応し得るものになっているのかどうか。ざっとみたところ、まだ十分に切れていない部分もあるかなと思いますので、不足の点は、ぜひ、後ほどでも本日の特に資料2を部分修正するなりして整理をしていただけたらいいかなと思います。これが1点目です。

それから、2点目は、森田さんから御説明いただいた資料と、今朝ほど未明に送っていただいた、昨夜、夜遅くでしょうかね、送っていただいた委員に配信された資料と何か資料内容が違っているように思いました。どんなふうになっているのかどうぞ確認をしてください、もし、今、事務局あるいは会場のほうで共有している資料と、配信されている資料が異なっていることであれば、これは審議の上で大きな問題ですので、どちらを正の資料として扱うのか、それを確認いただければと思います。これが2点目です。

具体的な内容について確認、それから、提案をさせていただきたいと思います。まず、資料4ページのところに、各自治体の条例の状況もあります。例えば、北海道に色を塗られていらっしゃるのと、凡例の色と若干違うのですが、これは北海道やあるいは山梨、福井というのは、だいたい色というか、黄土色というか、塗られていますが、凡例の色が違うような気がいたします。

その上で、これの1万kW。例えば、北海道や山梨が条例の対象要件が1万kWというのは、これは法アセスの対象と同じですが、1万kWに設定している意味について、もし分かったら教えてください。これは質問になります。これが1点目です。

次に13ページ、14ページ、15ページ辺りです。考え方としては13ページでしょうか。まず、風力発電の適切な規模要件を考える上で、事業特性としていわゆる面開発をメルクマールにして、100haをまず1つの目安として設定し、そこから縦方向のといいますか、垂直方向の影響も加味して、より厳しい基準で絞り込んだ上で、概ね50haに相当する。半分程度ですかね。面開発100に対して半分程度の規模を目安にして考えたかどうか。これは1つのある意味合理的な考え方かなと思いました。私もこのような主張をしたことがありますので、これはこれとして非常にうなずけるものであります。

その上で、しかも、これを46事例という2012年以降に評価書手続が終了したこの事例を扱ってみると、この直線の回帰直線の上に乗ってくるので、ここから大体5万kWというのが1つの目安になるのではないかと。これも納得するところではあります。

その上で、結論として、では5万kWにしていっていいかどうかという結論を導くわけですが、そのとき

に、これも他の委員からも意見が出たと思いますが、例えば、風力発電の事業に対してこの5万というのがどのぐらいのカバー率を持っているかとか、あるいは、5万kWになったとき、あるいは、5万kW未満であったときに、苦情の発生はどうかという、これは風力発電アセスの導入時の、2011年の風力発電事業を法アセスの適用とする際に行われた議論もあるかと思いますが、そこら辺のことをもう一度確認をしておいたほうがいいのではないかという点です。

例えば、ほかの事業種と比べて、この規模のカバー率はどうだろうか、あまりかけ離れていないのかという点です。例えば、火力発電の対象事業に比べて、風力発電5万kWというのはさほどカバー率として劣っていないということを検証してみてもどうか。これが2点目のことです。

それから、3点目は、仮に5万kWとした場合でも、繰り返し基本的な考え方で述べているのは、風力発電というのは立地特性によるということを述べているわけです。これが規模要件を設定するに当たって、あるいは、対象を考える上での非常に大きな要件になっています。ですから、著しい環境影響というのは、1つは規模要件にはもちろんよるけれども、もう一つは、立地特性によるということがこの特性であるということ。これは基本的な考え方として述べているわけです。前の6ページのところです。風力発電による環境影響の程度は、規模に相関する傾向のあるもの、立地の状況に寄与する部分も大きいと考える。そうすると、この立地に寄与するものをどう考えるかというふうに思います。

そこで、私は、少し変化球の提案になるのですが、5万kWというのは、やっぱりこれはこれとして1つの妥当な考え方なので、こういう言わば一般的な地域においては規模を引き上げるというのは、ある意味、適切ではないだろう。その上で、従来から1万kWというものを第一種事業の要件としてきたわけです。そこで、例えば自然環境の指定を受けている地域であるとか、あるいは、国立公園の地域とか、県立公園の地域、あるいは歴史的・風土的保存区域とか、一定の法的規制を受ける区域、さらに環境大臣が特にここは環境影響の面で、保全上重要な保全が求められる地域として指定する区域、そういう区域においては、これまでと同様に1万kWの規模要件を維持する。つまり、規模要件の書き方が2段書きになるのですが、第一種事業については5万kWにという定めた上で、「ただし」ということで、環境大臣が指定する区域においては1万kWにする。

そういう形で、立地上の特性に応じて、守るべき地域として環境上非常に重要なことが認められる地域は1万kWで保持していく。そういうことを行えば、特に、自然保護団体の皆さんが懸念されていることも幾つかあると思いますので、そういう点では保全の仕組みは維持される。まさに、環境と開発、あるいは、再生可能エネルギーと自然環境保全の両立が図られるという仕組みになるのではないかなと思います。

したがって、このような考え方についても、結論の13ページから14、15辺りのところで、規模要件を引き上げるところ、特に15ページ辺りでしょうか、留意点として書き込めるといいのかなというふうに考えているところです。

長くなりましたけれども、以上でございます。

【大塚座長】

ありがとうございました。別に資料は変わっていませんが、私が報告していただく順序を変えていただくようお願いしたのですけれども、今の点も含めて、3名の委員についての御質問等もあったと思いますので、お願いします。

【事務局】

では、御指摘いただきました、条例の判例につきましては、大変表現が上手ではなく、色がきちんとそろってなくて申し訳ありませんでした。このオレンジ色の部分は1万kWと設定している条例になります。申し訳ません。条例が1万kWとしている理由につきましては、今後確認させていただきたいと思います。現時点では承知しておりません。申し訳ありません。

【事務局】

田中先生から御指摘をいただきました点につきまして、例えば、法アセスに風力を追加した当時

の議論について見てはどうかという点でございます。そちらにつきましては、その当時、風力発電所の環境影響に対する知見というものが今よりさらに少ないという状況におきまして、例えば、カバー率を、水力発電所などをそのベンチマークとして設定をしていったという背景があることは承知しております。そういった中で、著しい影響とカバー率というところの関係についていきますと、実は、例えば、新幹線とか高速道路というところは全てというところになってございまして、一律にカバー率というところをほかの事業では見て決めていなかったということをご確認させていただいております。

その上で、現行法の著しい影響のおそれがある事業というところは、どういったことでこう考えるべきかというところで、ほかの事業というところの考え方を整理させていただいた上で、改変面積100haをメルクマールとして、線的事業として捉えて、さらに、50ha、厳しめのところで出力を見ていったというところでございます。

また、立地のところ、非常に重要というところで、立地に応じた適切なアセスメントの実施という点につきましては、制度的な対応というところ、しっかりどのような在り方が適切なのかというところで、3の2のほうの「継続して検討し迅速に処置する」というところの事項で、また皆様方からの御議論をいただいて、今後の検討としてしっかりと位置づけていきたいと思っております。

【田中委員】

今の点ですが、途中で口を挟んで申し訳ございません。もちろん、3-2のほうでスクリーニングであるとか、簡易アセスの導入というのは喫緊の課題として整理いただいて、これはこれで大変よろしいかと思うのですが、スクリーニングとか簡易アセスというのは、単に風力だけではなくて、アセス制度全体に関わる問題になります。これはどなたかの委員も御指摘があったのではないかと思います。

したがって、もしスクリーニングの見直しや簡易アセスの導入により法改正を行おうとすると、相当程度時間をかけて、様々な基盤整備事業や道路事業、あるいは空港開発とか、様々な事業が並んでいますので、そういう事業に対する適応可能性も考えなくてはいけないかなと思います。したがって、つまり、その制度はとても理論的には望ましいやり方だと思いますけれども、改正の手順が非常に長くかかる。そういう点で、風力がまさに喫緊の課題として、ある意味、規制緩和をしながら、しかし同時に、環境と再生可能エネルギーの両立を図っていくという観点からすれば、1つは、規模要件の現時点のところ整理をしておくというのも有力だということで提案をさせていただいたということです。

補足の説明です。すみませんでした。

【大塚座長】

お答えになりますか。どうされますか。

【事務局】

ありがとうございます。貴重な御見解をいただいて、誠にありがとうございます。

まさに風力を迅速に導入していくということが求められている中で、ほかの事業というところの整理まで入ってくると、実のところ、御指摘のように、非常に時間がかかるというのは現実でございます。この規模要件の問題につきましては、まさに、法アセスという今の現行法の中で地域特性というところにつきましては規模要件の中で見ていくという発想がないという、ほかの事業との整理をつけるというのがなかなか難しいと考えておりますので、制度的な手当てとして風力に着目して別途考えていくほうが迅速な措置ができるのではないかと考えております。

【大塚座長】

どうもありがとうございました。

では、錦澤委員、お願いします。

【錦澤委員】

2点申し上げたいのですが、1点目は、規模要件を引き上げるという御提案で、それにつ

いてある程度その必要性というのは理解をしています。御説明の中にありましたとおり、今、国で扱っている風力の案件が突出して多いということで、扱う案件が多いから規模要件を変えるという、そういう合理的な理由にはならないとは思いますが、一方で、実務的に、審査のプロセスを非常に迅速化すべきだという強い要請がある中で、限られたマンパワーの中でより手続をスムーズに迅速化していくということについては、ある程度限界もあるというふうに思います。

ですので、その事業、非常に今多い、国で扱っている事業の一部、規模が小さいものについて、自治体のアセス条例の中で扱って、そちらのほうに移行させていくということについては一定程度理解ができると考えています。

再エネを進めるということは、当然、国の政策で自治体も含めて大きな方針として要請されているところですが、恐らく、自治体によって再エネをどの程度積極的に進めるかということについてはかなり温度差がある。しかも、再エネの中でも風力に力を入れるのか、あるいは、別の再エネに力を入れるのか、そういった方針も自治体によって大分異なる。ですので、今、国で一律に扱っている法アセスで対象にしているものを自治体の案件として移行させていくということは、自治体の政策に則って、アセスもある程度強弱をつけて行っていく。そういうメリットもあると考えているところです。

それと、もう一点は、規模要件の根拠ということで、ここが非常に難しいところで、事務局で短い時間の中で御検討いただいたところですが、私は概ね理解をいたしました。ただ、やや説明が十分ではないところもまだあるかなと思っています。

1つは、土地改変面積というところに着目をして、そこから規模要件を考えていくという方法を取っているわけですが、1つは、実質的にどのくらい土地改変がされているのか。土地改変に着目するというのであれば、今回、片側50mということで算出しているわけですが、実質的な土地の改変面積、資料1でデータが、11枚目のスライドでしたでしょうかね、あったかと思います。これを見ると大体100haの面積の中には収まっているという状況が分かるわけですが、1点気になっていますのは、山岳地帯の場合は、搬入路による土地改変というものもありますし、恐らく、多くの場合は送電線をさらに設置するというのもあって、特に送電線のような電気事業の附帯設備は環境アセスの審査の対象になっていませんが、一方で、実際には土地改変も行われるという状況がありますので、実際の土地改変はどうなっているのかが気になります。

ここで50haという、かなり安全を見て設定をしていますので、恐らく100haを越えるようなことはないとは思いますが、ただ、実際にどうなのかということについては、もう少し確認はしていただきたい。特に、山岳なのか平地なのかということで、土地の改変面積は大分変わってくると思いますので、その辺りも含めて、もう少しここは詳細に土地改変面積ということを根拠にするということであれば、調べて、示す必要があるかなと思っています。

以上です。

【大塚座長】

ありがとうございました。

では、山本委員、お願いします。

【山本委員】

山本です。私は、規模要件5万kWに上げるということについては、特に反対の立場ではないということをお知らせしておきます。

それで、御説明の中で、風力発電所を道路と同じように線として考えるということには、私も全然その点には気がつかなかったので、いい着眼点だなと思いました。幅50mという考え方、これは御説明にもありましたけれども、改変面積を算出するための目安ということで、それでいいかと思います。風力発電所というものについては、敷地という概念がなく、敷地面積という敷地境界までの面積というふうに捕らわれてしまうとちょっと困るので、50mは改変面積を算出するための目安ということであって、敷地を考えるための距離ではないというふうに今後ともちゃんと説明し

ていただければいいかと思います。

なぜなら、50mの範囲内というのは、騒音で言うと重大な影響を及ぼす範囲になってしまいますので、勘違いされてはいけないと思いますから、その辺りはうまく説明されればいいかと思います。これが第1点です。

それから、29ページ辺りに風力発電のアセスを円滑でかつスピーディーに進めるための話が書いてありましたけれども、ここで国の役割というのが幾つか書いてあるのですけれども、規模要件を上げるということの上では、事業者が取り組む事項もあるのではないかというふうに考えています。それは、前回もありましたけれども、規模要件が小さくても厳しい大臣意見が出ているという原因にも関係します。風力発電のアセスというのは、火力とか水力とか地熱に比べますと、設置のための計画の熟度が低いまま実施段階のアセスに進んでいるという実情があって、未熟な状態であるがために環境影響の重大性がよく分からなかったり、審査ができなかったりということで、極めて適当ではないというふうに思っています。事業者には先着順的な競争もあるということで、そういうことも聞いておりますけれども、やはり、事業者は設置計画の熟度が上がった段階で実施段階アセスに進んでもらいたい。そうすることによって、環境影響評価のアセスメントの手続がもっともっとスムーズに進むのではないかと思っています。

それから、もう一点はアセス技術者のスキルです。あるいは、技術力や経験量とか、説明能力です。これはアセス図書に書かれる文章表現なんかもそうなのですから、こういうものの技術のアップ、能力アップに努めていただきたいと思っています。

実際、経産省の顧問会で方法書、準備書、評価書等に対して、読んで理解をして意見をつけるということなのですから、説明がうまくされていないことがたくさんあって、方法書、準備書から評価書に至っても、100件ぐらいの顧問の専門家たちの意見が出てくるというような状態ですので、やはり技術者の専門性のスキルをアップすることに事業者は努めてもらいたいと思っています。

次ですけれども、33ページぐらいにあるのですが、ゾーニングの活用というのがあるのですけれども、大賛成の立場です。地方公共団体が中心になって、活動計画を立てていくということになっていくわけですから、その中でゾーニングをしていく。この中でやっぱり重要なのは、国でないと可否を判断できないような部分も多分あるのではないかなと思います。地方公共団体がゾーニングをやる過程においては、環境省もその中で意見を言えるような仕組みにしておいたほうがいいのではないかと思います。それをやることによって、結局、配慮書時点で環境省さんが意見を述べられるのと同じことになるということで、その後のアセスがもっともっとスムーズになるかと思えます。

次は質問なのですけれども、この各都道府県あるいは市町村が行動計画を立てましょうという話になっていますけれども、この最終的な、例えば、発電量の目標値などというものを一元的に国で管理するか、あるいは、ウォッチするか、そういう仕組みにはなっているのかどうか。つまり、全国でどれぐらいの風力発電に関わる発電容量がゾーニングから得られるのかという、そういう一元的な管理ですね。そういうのができるような仕組みになっているのかどうか。それは質問として後で答えていただきたいと思っています。

それから、最後ですけれども、33ページで、自主アセスのことが前回もちょっと出ておりました。規模要件を上げる際に、二種判定や条例アセスから外れるような中間的なケースもあり、その間を埋めるものとして、自主アセスというものの考え方に注目したいと思っています。ただ、アセス制度の中でこの自主アセスというものを制度化していくということは、それ自体が自主的ではなくなっていくということではないかと思っています。これは事業者、あるいは、業界団体というのですか、日本風力発電協会さんですかね。風力発電所を設置する業界の方々の集まりですけれども、この中で業界団体の自主的な取組としての位置づけを宣言し、ある程度義務化するということができるようになれば、安心して規模要件を上げてもいいということに賛成でできるかなと思います。

ただ、アセスというのは、アセス図書をつくれればいいということだけではなくて、それを本来は公表するということをやらなければ意味がないわけですが、自主アセスの場合、公表というのは強制的になるので、これは情報提供というような形で業界団体の中で義務化をしていただければいいのではないかとこのように思います。

すみません。思いついたのはこれぐらいです。以上です。

【大塚座長】

自主アセスの内容は自主のままにしていのかという御趣旨と承りました。

では、事務局から何かございましたら、お願いします。

【事務局】

ありがとうございます。

まず、錦澤先生から御指摘いただきました、実際の土地の改変面積と今回示させていただいた線的事業とみなした面積との関係について、もう少し検証を深めてみてはどうかという御指摘につきまして、もう少し事務局のほうで作業してみたいと思います。

また、山本先生から御質問としていただきました、ゾーニングに基づいてどれだけの再エネが生まれたか、導入されたかというところを国でまとめてウォッチすることができるようになっているのかという御指摘、御質問だったと理解をいたしました。それに関しましては、今、温暖化対策推進法の改正案、閣議決定をして、これから立法府で御審議、無事にもし立法府で御審議を終えて成立となりますと、今後、運用面での課題といたしまして、今回の質問の内容につきまして検討させていただければと思います。

【山本委員】

ありがとうございます。

【大塚座長】

ありがとうございます。

では、次に資料2の3-2につきまして、委員の先生から御意見をいただきたいと思います。

では、勢一委員からお願いします。

【勢一委員】

ありがとうございます。勢一です。

3-2のところですけども、先ほど、資料は同じですけども説明の順番が変わったという御説明だったと思います。②のほうが続いて検討し迅速に処置すべき事項ということで最初に御説明をいただいたほうになります。私の手元の資料では一番最後のページになっておりますが、こちらですけども、先ほどの最新の知見というところでも御説明いただいたのですが、規模要件に加えて立地特性の影響を考慮する必要があるとの趣旨で、ここの措置が示されていると理解をしています。確かに、これまでのオブザーバーの方々の説明を踏まえましても、規模要件の引上げだけでは環境配慮が不十分であるという御指摘でしたので、理想的には規模要件引上げとセットで措置することになるのだらうと思います。ここで挙げていただいている、より幅広いスクリーニングの導入と簡易アセスの導入、これもこれまでの議論で出てきた具体的に必要な措置ということだったと思います。

これ自体は重要なことだと思いますが、私の今の理解では、どちらも法改正をしなければ対応できないと思います。個人的には、以前申し上げましたけれども、風力発電の特性がこれだけほかの事業と異なるという状況、現状で再エネ導入を促進しなければいけないという事情、こういうことを踏まえますと、立法府の責任で迅速に法改正をしていただくのが望ましいと思っておりましたので、もし仮に法改正に臨んでいただければ非常にありがたいと考えております。もし法改正以外の対応でということがおありになるのであれば、何か御説明を頂戴したいと思います。

次に、①のほうですけども、こちらが喫緊の課題として直ちに措置ということで、何点もお示しいただいています。こちらは、私の理解では、法改正がなくても対応可能。具体的には、政令以

下で措置できるものということで理解をしています。内容を拝見しますと、ここにあがっているもの、例えば、図書の公開であるとか、事後調査の強化などというのは、既にこれまで出された検討会の報告書などでも示されていて、実際に環境省のほうでも取組を進めてこられたものがほとんどだろうと思います。これを恐らくさらに強化という御趣旨なのだと思いますけれども、この場合、今回、具体的に何をすることになるのかということをお伺いしたいと思います。

その上で、若干コメントをさせていただきますけれども、まず、今回の原案でいきますと、規模要件を緩和して、それ以下は条例に委ねるというスキームが示されたと思っております。そうしますと、条例に委ねるということは、各地域が地域特性と考え方に応じて判断をするという形になります。条例改正をするのかどうか、そして、どの事業を対象とするのかも、基本的には自治体の判断ということになります。私は地方分権の委員や地制調の委員もやっていますので、地方自治や分権体制の尊重は、当然、国としても考えるべきところであると思っておりますし、条例に委ねるといふのであれば、そのような形になるということになります。

これを前提にしますと、例えば、仮に自治体が地域の紛争を回避したいと考えれば、規制強化をするということも、当然、選択肢としてはあり得るだろうと思います。そうなってきますと、規模要件を上げたとしても、既にほかの委員の方も御指摘ありましたけれども、迅速化であるとか、事業者及び地域の負担軽減には必ずしもつながらない懸念は残ることになるかと思っております。

この点につきまして、先ほど、御説明では温対法の改正の動向を御紹介いただきました。法案どおりに成立すればという前提ですけれども、こちらは、もし成立したとすれば、温対法の下では自治体のイニシアチブによって再エネ導入を進めてもらうというスキームになっています。具体的には、自治体の実行計画で再エネ促進の目標の設定をして、地域の方でゾーニングのようなことを行って、促進地域を抽出してもらう。それに対しては関係法令のワンストップサービスであるとか、配慮書の省略などが想定されている。これがきちんと始まれば、かなり負担軽減と迅速化が期待できる。確かに、まだ法改正の途中でありますから、今年度中というわけにはいかないのですが、しかし、この動きを待つというのも1つ選択肢であろうと思っております。

諸外国で再エネ導入が進んでいるような事例では、これはアセスが緩いから進んでいるのではなくて、ゾーニングなどによって示される国の国土管理の在り方に加えて、地域が再エネを受容する、つまり、地域にとって再エネ導入することが望ましいような環境をつくるというような体制整備ができていたところでは再エネ導入が進んでいることになろうかと思っております。

そういう点を考えますと、アセスが一体どのような役割を担っていけるのかという点で、温対法との連携はぜひ積極的に考えていただきたいと思います。

その上で、そうはいっても、温対法のスキームは、時間がかかるということになりますので、仮に現行の案ということで規模要件を上げて自治体の条例に委ねるといふことをするのであれば、実験的な取組になろうかと思っております。それが本当に再エネ導入の促進につながるか、地域と環境の配慮につながるかは、実はやってみないと分からないということもあろうかと思っております。ですので、今回は、タスクフォースによる緊急な制度改正という事情がありますから、ぜひ国と自治体でしっかり連携を取っていただいて、現状分析と知見の収集をしていただきたいと思います。

例えば、国と自治体でワーキンググループのようなものをつくっていただいて、規模要件引上げ後の制度設計であるとか運用実態ついて情報共有していただく。自治体からこういう情報をもっと欲しいなどの要望について、例えば、国のほうで持っている情報を提供するとか、こういうことはその場で可能だと思いますし、そこで制度運用の課題などを抽出して、それを踏まえて、今後、制度改正にその知見を反映していくというようなやり方も1つアイデアとしてはあろうかと思っております。

私からは以上です。

【大塚座長】

ありがとうございました。後でまた事務局からお話いただくとありますが、21ページのところで。

【田中委員】

座長、この資料のことですが、どうなっているのでしょうか、これ。配信されている資料と画面上で映る資料のページ番号等が違うのですが。

【大塚座長】

違う。

【田中委員】

ええ。だから、配信されている資料は我々見ているのですが。内容も違っているのでしょうか。あるいは、ページ番号はどこを読み替えたらよろしいのでしょうか。

【大塚座長】

資料のページ数を変える必要はなかったのですけれど、17、18、19を後ろに回したのです。

【田中委員】

事務局がきちんと説明していただかないと、これはよろしくないと思います。

【大塚座長】

そうですね。ありがとうございます。21だけを17の前に出したので、それでちょっと多分分かりづらくなってしまったのだと思います。申し訳ないです。事務局、説明してください。

【事務局】

事務局の不手際によりまして混乱を招いて、申し訳ございません。

まず、昨晚22時半頃に委員の皆様方にお送りさせていただいたものから資料2について、ページ番号、内容を含めて変更はございません。その上で、ウェブに掲載しております資料につきましても同様のもの掲載しております。今回、御説明につきまして、急遽皆様方の非常に御関心の高いところであり、風力発電所が立地による影響が大きいというところの制度的手当というところについて、強調しても御説明を差し上げたほうがよいという判断で、先に21ページにつきまして御紹介をさせていただきましたが、その際にその旨の説明が欠けておったということで、田中先生はじめ皆様方に混乱を招いてしまったということで、大変申し訳ございません。

【田中委員】

分かりました。そうすると、21ページの②継続して検討し迅速に措置すべき事項、この②というタイトルは変わらないわけですか。

【事務局】

はい、左様でございます。

【田中委員】

分かりました。了解しました。

【大塚座長】

資料は変わっていないのですが、21ページだけ先に御説明していただいたということです。すみません。

【田中委員】

なるほど。分かりました。

【大塚座長】

今、勢一委員が言われたことは、ある意味そのとおりで、今回、規模要件を上げてしまうと、温対法の改正案がもしこれがそのまま改正されるとすると、閣議決定されましたけれども、ゾーニングとか様々な負担の軽減とか、適地の抽出とかを考えているのですが、これも部分的に適用されなくなってしまうと、再エネの導入のことを考えて温対法の改正が行われることが考えられるわけですが、それもなくなってしまうという、規制改革をお考えになっている方の趣旨とは違う方向になってしまう可能性もちょっとあって、その辺が21ページのところの、今、説明のときに順序を変えてしまって恐縮でしたが、②の辺りに書いてある話とかは、その辺の話も関連することが書かれているところでございます。

あと、ついでに申し上げておきますと、逆に条例にした場合の若干の問題は、環境大臣の意見を、例えば鳥類とかに関して、言う機会がなくなってしまう可能性があるという問題も、逆に自然環境との関係ではあるという、そういうような問題もございしますが、しかし、そうした中でどう考えていくかということを検討していかなければいけないということだと思います。

事務局から後でまとめてお答えいただければと思います。

では、阿部委員、お願いします。

【阿部委員】

それでは、私のほうから。

資料の2です。多分、今議論しなければいけないのは、喫緊の課題として直ちに措置すべき事項と、今後継続して検討する事項になると思うのですが、まず、17はいいですね。18ページのほうに、まず、事後調査充実、継続的な公表及び活用。このところは私も非常に重要であると思います。ただ、なかなか具体的に、ではどうやってこれを活用してうまくアセスのほうに生かしていくかという問題もありますので、今、どうやったら国のほうでこれを集約して活用できるようなことが考えられるか、もしお考えがございましたらお答えいただきたいと思います。

それから、その次の環境アセスメントデータベース。こういったものの充実というのにも必要であると思います。それで、いろいろセンシティブティーマップとかを作っていたらと思うのですが、現状では、例えば、配慮書の段階で、自然公園のところですか、渡り鳥の重要な生息地、こういったところは当然重要な場所ですので、その場所に建つということはあまりないと思います。このところは当然こういったデータベースでも図面で示されていると思うのですが、実際にこのアセスにかかった案件でいろいろ御意見が出てきたものを見てみますと、隣接する市町村で、例えば、国立公園で非常に重要な場所に隣接して、隣の市町村が再生可能エネルギーを誘致していて、その結果、国立公園のぎりぎりのところに建てられることによって、景観的にはそこから風車が丸見えになってしまうというような事例もございましたし、あるいは、鳥類の重要な生息地で、そのところは当然建たないのですけれども、例えば、渡り鳥が下りてくるときに、ちょうど風車の高さでぶつかるようなところ、そういったところに風車の計画が出てくるというようなこともございますので、この辺りは、こういったデータベースを作り込んだり、また、この先、ゾーニングという話もあると思うのですけれども、そういったバッファの概念を、保全すべきところからどのぐらいのバッファのところは注意が必要だよというような情報は、国のほうできちっと整備して出していきたいということで考えております。これは、当然、その次の適地抽出というところにも関わってくるのではないかと思います。

それから、今問題になっているスクリーニングのところ、21ページのところなのですが、スクリーニングにつきましては、私はそもそも風力発電協会さんに出していただいたスクリーニングで対応するというアイデア自体は非常に望ましいと思っていて、こういったところでこの事業は影響がないから、アセス手続をやらなくて進めていきますよということができると、非常によいと思うのですけれども、ただ、今回検討していただいた事業規模の話と同じで、第二種事業につきましては、まずは、考え方としては、規模の大きな事業に準ずる事業ということで恐らく0.75という数値が決まっていると思うのです。これは、風力発電だけの問題ではなくて、他事業についても、まずこの考え方で今までやってきたというアセスの実績がある中で、こういった形でこれを変えていくのかというのは、なかなか難しいところだなということで考えております。

それから、もう一点、第二種事業でスクリーニングをするときの要件なのですが、これに関しましては、特に発電所に関しましては、省令等で決まっております、その中身は、やはり土地改変とか、これまでの排出量とか、そういったものをベースに考えております。そうなってくると、その中身を変えなくてはいけなくて、では、風力だけ特別にそこに何かキャップをかぶせるのかとか、いろいろな議論が出てきて、これを迅速に進めていくというのは結構大変なのではないかと思いますので、その辺りで本当にスムーズにこういった法改正はできるものなのかどうか、あるいは、法

改正ではなくて、別途何かうまいスクリーニングの仕組みを考えていく可能性はないのかどうか。その辺りのところをお聞きしたいと考えております。

私としては、1つの考え方としては、風力発電協会さんがもうこれはスクリーニングでやりますと言われてるので、まずは事業者さん側の方でもきちんとこういったスクリーニングをかける。例えば、グリーン電力というからには、温暖化対策だけではなくて地域環境にも当然配慮したものととしてグリーン電力をやっつけていかなきゃいけないので、そういった認証制度をつくるとか、いろいろなやり方があると思いますので、その辺は国のほうで考えるということではないかもしれないですけれども、事業者さんの団体がありますので、この風力発電については、弾力的に官民挙げて考えていただきたいなと思っております。

以上です。

【大塚座長】

ありがとうございます。片谷委員が10時半頃離席されるために、すみません、片谷委員、先にさせていただきます。荒井委員、申し訳ありません。

片谷委員、お願いします。

【片谷委員】

ありがとうございます。

(通信調整)

要するに、単独で動いても実効性があまり望めないから、今、議論されているようなことをとにかく早くすすめるべきじゃない。勢一委員がおっしゃるように、こういう法改正を伴うものをすぐというのは無理なのですけれども、できることはすぐでもやるようなつもりで早くやっつけていかないと、せつかくの要件の見直しが実効性の低いものになってしまうということが一番懸念しているので、特に自治体、条例との関係に関しては、国と都道府県、市で、先ほど協議会みたいなものという御提案がありましたけれども、私もそれは賛成で、地方自治をないがしろにするということではなくて、あくまでも協議の上でということですので、そういうことをぜひ進めていただきたいというのを意見として申し上げておきます。

以上です。

【大塚座長】

ありがとうございました。どうも申し訳ありません。ありがとうございました。

では、3名になりましたので、事務局、お願いしてもよろしいですか。

【事務局】

ありがとうございます。

まず、勢一先生からいただきました、21ページに書いております「継続して検討して迅速に措置にするべき事項」というのは、法改正が必要な事項ではないかという点につきましては、そのように考えております。その上で、立法府との関係もございしますが、今回、御提案として迅速にしっかり措置するべき事項というところで、長い時間を置くのではなくてというところで、検討につきましては、このまま継続して早急というところで考えております。

また、勢一先生からいただきまして、先ほど阿部先生からもいただきましたが、運用上の課題というところにつきまして、事後調査ですとか、あるいは、図書公開、これまでも進めていくべきとされていたところについて、今後、どのような新しい強化の手が打てるのかという点でございます。こちらにつきましては、事業者団体様とJWPAさん、本日お見えでございますが、また、経済産業省、環境省と連携して、第4回に向けても少し何か具体的なことが示せるかどうかというところは、時間がない中でございますが、早急に詰めていきたいと思っております。

また、勢一先生からの御指摘の中で、もし今の案を、国会に提出させていただいております温対法というところの改正案、このまま成立するという、もしそういうことになれば、きちんと自治体に再エネ導入についてイニシアチブがいて、その上で自治体における環境を配慮と合意形成

を一定程度しっかりした上で、促進地域を入れて、法令上のワンストップや配慮書特例を入れていくというところがもし実現したときに、動きを待ってという御指摘いただきましたが、法改正の成立を待たずというところで、予算事業といたしましては、自治体の促進区域、もし法改正すればスムーズに導入ができるようにというところで、来年度の予算というところで、ゾーニングをして促進区域を抽出していくようなところ、自治体の取組を支援する予算措置をしているというところでございます。

以上でございます。

【大塚座長】

阿部委員の「準ずる」はいいかというのはどうでしょうか。「準ずる事業」というのは、風力以外にも影響するけれど、という御趣旨ですが。

【事務局】

失礼いたしました。ありがとうございます。

こちらの点でございますが、まさに風力以外のその他のいろいろな公共事業ですとか、そういったものも射程に含めて議論をするということになってしまいますと、かなり調整ですとかいろいろな検討を要する事項が増えてまいります。そうすると、迅速にということにならないので、今回は、風力発電所の特性に鑑みて、何か検討を進めていくというところを考えております。

【大塚座長】

ということでございます。よろしいでしょうか。

では、荒井委員、お願いします。どうぞ。

【事務局】

失礼いたしました。

阿部先生からも一つ御指摘いただいた、重要なエリアを守るためのバッファの概念とかを国のほうでも示していくべきではないかという御指摘、大変重要だと思っております。まさに、これまで取り組んでまいりましたゾーニングにおいても、その辺の考え方が非常に重要になってきておりまして、ただ、一方で、一律にバッファの概念を適用してしまうと、なかなか入りにくくなってしまふ、許容されるエリアが非常に狭くなってしまふというケースもございますので、本質的に守るべき、例えば景観であれば、どちらの角度の景観を保全していくのかというような、さらに詰めた議論も必要になってくるケースがゾーニングではございました。

そういったところも含めて検討しなければならない。難しい課題だというのは先生御指摘のとおりだと思います。

【大塚座長】

よろしいでしょうか。

では、荒井委員、お願いします。

【荒井委員】

ありがとうございます。荒井です。

3点ありまして、規模要件は見直して上げていくということの前提としてあるのは、今まで皆さんも御指摘されているような部分が非常に大きいと考えています。特に、ゾーニングを進めていくというのは前提というふうに考えていまして、皆様からお話があったように、温対法の改正等によって、各自治体がきちんと目標値を持って、その上でゾーニングを進めていくというのが非常に大きなところでもありますし、各自治体さんに投げるのではなくて、サポート体制等を取っていただいて、それを進めていっていただきたいというのは、これは意見です。

あと2点あるのですが、まず、18ページのところで、事後調査の強化というのも非常に重要だと思っております。今までのお話の中でも、事後調査はしていないけれども、特には問題ないは起きていないのではないかとというようなお話もいただきました。ただ、先ほど阿部委員からもお話がありましたけれども、事後調査が今後十分な情報が得られるように、本当に今までの手法で十分なのか、

検討はというふうに進めていくのかなというふうに思っています。

例えば、景観の場合は、各事業ごとで反応がとくになかったですというのは分かるのですが、累積していくと眺めとしては問題になっていくところがあるので、というふうな事後調査をかけていくのかというのは検討が必要だと思っています。ただ、今までの環境省の様々な検討会の中でも、累積はちょっと置いておいてみたい形になっているので、そこら辺は、事後調査としてというふうなそれを調べていくのか、充実していくのかということに対して、何か新しい方策をお持ちでしたらお聞きしたいと思います。

あともう一点は、17ページに戻りまして、アセス図書をここはきちんと公開していただきたいと思っています。今も公開の仕組みはあるのですが、2ポツ目にある、事業者団体と経済産業省、環境省が連携して公開の取組を強化できないかというのは、強化していただきたいと思っています。

例えば、日本風力発電協会さんがこの検討会の中でも事後調査とかアセス図書を公開していますということなので、ホームページを拝見すると、会員ではないと中に入れず、情報が見られないという状況だったりしていますので、これ、しっかりやっていないと、要件は上げました、でも、様々なものはきちんと公開されていませんというふうになると、合意形成の上でも非常に問題だと思っていますので、この公開の取組を強化できないかという具体的な今後の方策があったら、ここもお聞きしたいというふうに思います。

よろしくをお願いします。

【大塚座長】

最後の点は、後で風力発電協会さんにもお伺いします。

では、次、関島委員、お願いします。

【関島委員】

関島です。質問は2つほど、それから、コメントが2つほど、計4つあります。

まず、1つ目の喫緊の課題です。先ほどもお伝えしましたし、私の前にお話をされた委員の先生方も事後調査の件を言われています。私も規模要件の変更と事後調査をセットにして考えていく必要があるのですが、事業者の方は非常に頑張ってらっしゃると思うのですが、それでも、少なくとも上位の3者というのは、ほとんどこの事後調査に対しては消極的というような現状を考えても、やはりこれはかなり努力義務として強く求めていくような形で制度設計していただきたい。

あわせて、これが将来的にいろいろ規模要件も検討できるような、端的に展開できるようなことも視野に入れていく必要がある。先ほど、それをどのようにしていくかの話も委員の先生から出ましたが、現状でも、アセス図書の中で事後調査に関しては、不足しているデータがかなり限定的なものになってしまっていて、せっかく法アセス、いわゆる事前調査でかなり緻密な調査をやられているのですが、その一部だけに限定された形になってしまっていて、事前、事後、その事業がどのような影響を及ぼしているかということの評価できる体制にもなっている。ある意味、形骸化しつつある。そういった中では、改めて事前調査と事後調査のセットでこういった形で評価できるのかということを検討しなきゃいけないというふうに考えています。これはコメント、1つです。

それから、ゾーニングにつなげる情報の整理ということです。ゾーニングも非常に重要で、先ほど資料1の37ページに温対法と絡めたところがあって、一番下のほうに、認定事業に対する規制制度の特例措置として、中ポチの2つ目です、事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続を省略できる、配慮書を省略というようになって、かなり重要なものになっています。ただ、一方、皆さん、多くはゾーニングに期待する部分がある。ゾーニングが適切にできていれば、こういう配慮書を省略していく。それから、スコーピングによって評価をかなり簡易化していくというふうなことが有効になってくると思えます。

一方、では、ゾーニングは本当にしっかりできていくのかといったところ。今、環境省がモデル事業をやっている中では、手を挙げている自治体の対応で全然違ったものになります。そういう意

味では、環境省が結果を整理して、こういった形でゾーニングをやっていけばいいのかというようなある程度スタンダードを作っていないと、これを地方自治体に任せておくと、多分、ほとんどゾーニングは形骸化してしまって、自主的なものになってしまう。それで、なおかつのこと、アセスを簡略化していく、配慮書を省略するとなってしまうと、かなりの抜け道になってしまう可能性があるの、ここをかなりしっかり詰めなきゃいけないというのはコメントの2つ目です。

次の質問です。それは「継続して検討して迅速に措置すべき事項」のところに絡むところです。先ほどからも出ているように、第二種事業として、1万kWから5万kWにしてスクリーニングしている。これに関しては法改正が必要だというようなところで、かなり時間がかかるのではないかというような話が出ていました。ちょっと質問なのですけれども、これは田中先生が先ほど言っている中で、法改正に任せる、対処法お願いするのではなくて、規模要件の変更と絡めて、例えば、国立公園のような、自然公園のような環境影響が懸念されるようなエリアに関しては、ここでスクリーニングを絡めていく。ただ、これが、田中先生のイメージは法改正を絡めるような形のイメージではなかったようなので、これを法改正を絡めない形でできるのかどうか。法改正を絡めるのであれば、先ほどの議論にあるように、風力発電に特化、限定した方等の内容として進めていくことに多分なると思うのですけれども、それがどの程度の時間がかかってしまいそうなのかといったところ、そういったところがポイントになるのかなというふうに思います。

2つ目の質問です。質問というか、これは検討していただきたい。事務局がどのように考えているか。説明の中にどこかにあったのですが、アセス逃れとして指摘されていたところがあったのですけれども、5万kW以上の案件であっても、5万kW以下に分割していったアセスを逃れていくというような事業者もいるかもしれない。こういったルールでこれが別事業だとか同一事業だと判断する。例えば、送電が一緒の系統になっているかどうかというのが判断基準なのかと思うのですけれども、そういうようなところのルールというのを明確にもし考えているようであれば、それを示していただきたいということが質問です。

よろしくをお願いします。

【大塚座長】

ありがとうございます。

では、田中委員、お願いします。

【田中委員】

よろしくお願いたします。3点ほどあります。

1つは、今、直近に関島委員から私の先ほど若干申し上げたコメントについて言及がありましたので、少し補足をしておきます。

私が申し上げたのは、対象規模を1万から5万に引き上げるとする場合、これは第一種事業の要件ですが、政令で規模要件を定めています。これは火力発電15万kWとかです。あるいは、道路であれば10km以上とか、4車線以上10km以下。こういうふうに決めているわけですが、風力発電については、発電容量1万kWと決めております。これを仮に5万kWという政令改正を行う際に、その同じ箱の中にただし書きで「ただし、環境大臣が指定する区域においては1万kWとする」というふうにただし書をつけることで、つまり、これは政令改正で収まる。したがって、5万と1万のある意味併用案といいますか、地域に応じて使い分けるといいう仕組みは、法改正を伴わなくても、政令改正の中でできるのではないかというのが、先ほど私が提案した趣旨の根幹になります。

それは今の御説明の補足になります。

こちらの資料2の②のところ、「継続して検討し迅速に措置すべき事項」というのと「直ちに措置すべき事項」の「直ちに」というのは、私の理解では、今言った、政令改正によって、早ければ今年の早い段階で政令を改正し、来年の4月から施行するようなイメージで、タイムスケジュール的には概ね1年ぐらいで施行を実施できるような、それが直ちに措置すべき事項である。他方、「継続して検討し迅速に措置すべき事項」、これは「迅速に措置をする」といっても、実際には法

改正を伴わなければいけないので、法改正を行うとすると、それなりに準備をして2年、3年かけて準備をして、制度改正に至る。そのように理解しているが、それによろしいかというのを確認です。

これは恐らく事務局も同じ理解だと思いますが、委員のほかの皆さんがそのような理解で共通をしておいたほうがいかなとということで、あえて質問させていただきます。

その上で、こうしたスクリーニングと簡易アセスは、大変柔軟で合理的な方法だと思いますので、ぜひこれを検討して、中長期的には導入していく方向は私も大賛成です。ただし、繰り返しますが、先ほども出ましたように、ほかの事業種、道路事業とか港湾整備、空港とか様々な大規模公共事業に関わってきますので、それなりに慎重な検討が必要になってきます。つまり、風力だけここに適用するという、そこのある意味の風力の特異性のようなことをきちんと検討して、風力だけにするのか、あるいは、制度全体にするのかという検証をしなければいけないということだと思います。

ですので、そこら辺りを事務局はどのように考えているのか。全体を及ぶことを考えているのか、当面は風力発電を行うことを考えているのか。風力発電にのみ適用するとすれば、その風力だけ先行して簡易アセス、スクリーニングを行うことの合理的な理由はどのように整理できるのか。そのところが、お考えがあればお伺いしたいということです。

関連して、スクリーニングの柔軟化とか簡易アセスというのは、その前提に今ある5つの図書を作る、配慮書からスタートするこの手続が非常に重厚で、ある意味時間も手間もかかるし、かつ、コストもかかるという側面があると思います。ですので、そのことをこの資料2の最初のほうに明記、書いておいたほうがよろしいのではないかなと思います。つまり、環境影響評価の実績として、環境配慮と開発との調和あるいは両立に大きな役割を果たしてきた。他方で、ある意味、課題もある。特に風力発電のように喫緊の導入が求められている事業については、課題が生じている。そのことをきちんと書いておいたほうが、こうした小規模の自主アセスであったり、あるいは、スクリーニングの柔軟化であったりする意味がよく分かるのだらうと思います。これが3点目です。

最後、すみません、長くなりますが、先ほど温対法の改正を行うことによって、結果として配慮書の緩和、促進区域に指定したところには配慮書を緩和ということになります。これは、アセス法の改正を伴わないで、ほかの法律が改正されると、こちらの制度もそれに伴って改正される。言わば、違うところからボールが飛んできてぱっと当たるような感じなのです。したがって、この配慮書制度と促進区域との関係を、環境アセス制度を審議し運用している側でも、アセス制度委員の側ですね。端的に言えば、中環審の環境影響評価制度小委員会でしょうか、制度小委員会でもきちんと議論したほうがいいのではないかなと思います。付け足しのことになりますが、温対法改正で新たに導入される促進区域の意味合いと、環境アセスメントの配慮書が本当に同等なのかという点についてはきちんと議論し、整理しておいたほうがよろしいかと思います。

以上です。長くなりました。よろしくお願いたします。

【大塚座長】

最後の点は、小委員会でも議論していた項目には入っていたと思いますけれども、おっしゃるとおりかと思います。

では、3名になりましたので、事務局にお答えいただいてから、風力発電協会さんにもお答えいただきたいと思います。法律が何年後にできるとかというのは多分答えられないと思うので、答えられる範囲でどうぞお答えください。

【事務局】

1つ目、荒井先生の累積的影響の観点について、なかなかこれまでも明瞭な解決策が見出せないで来ていたというのは、御指摘のとおりでございます。個別の事業を対象としているこのアセス制度の中で取扱いが難しくなってきたところでございますけれども、1つは、こういったゾーニングという形で、総量まではなかなかまだ整理していくのは難しいかもしれませんが、ゾーニングという形で立地誘導で取り組んでいくという観点で1つ手当ができないかということ。それともう一つ

は、先生方からも多く御指摘いただいている、アセス図書の公表ということで、同時に進行しているアセスの情報も広く皆さんで共有していく中で、全体としてどうなるかということをご皆さんと一緒に議論できる形に進められればなど。

2つ、今、即効性のある手立てではないですけれども、累積的影響に関して、こちらで御紹介されていた2つの観点では、少し一歩前に進められるかなというふうにご考えております。

【事務局】

また、関島先生から、事後調査につきましては、例えば努力義務として求めるなど、そのような対応が必要ではないかという点について御指摘いただきました。今回、資料上、確かに運用のところでも事後調査の強化というところを整理させていただいておりますが、引き続き、制度面の課題としてもしっかりと受け止めてまいりたいと思っております。

また、ゾーニングにつきまして、現状に照らして、もう少し適正にかつ円滑にゾーニングができるように国としてしっかりと支援すべきではないかという点につきまして、こちら温対法のほうがこのままもし立法府を通過しまして、成立いたしましたら、例えば、環境省令ですとか、あるいは、自治体向けのガイドラインというところもしっかり示していくとともに、予算措置でも応援をして、支援をしていきたいと思っております。

また、いわゆるアセス逃れ、例えば、分割とかそういったことが起きないようにという点について、どういったルールなのかという御質問をいただきました。アセス法の対象となる事業と申すのは、法におきまして、「特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更並びに工作物の新設等」とされております。この実施する事業の一連性と申すのは、事業の目的が同一であり、かつ、構想や決定の時期が同一か否かなどにより総合的に判断されるというものとなっております。

ですので、先生のおっしゃっていただいたような系統の接続の状況などというよりも、例えば、事業が構想として一体として同時期に着想されたものであるのかとか、あるいは、例えば、会社名義が実態上はA合同会社、B合同会社となっているとしても、実際の事業に責任を持つ社の資本関係が同一であるなどの場合には、そちらについては1つの事業としてしっかりとアセス対象かどうかを見ていく必要があるというところをもう少し明確にできないか。ケースを挙げて、例えば、このようなケースは1つの事業といったような形で示していくことができないかということを検討したいと思っております。

また、こちらは関島先生からの御質問もございまして、田中先生の御指摘にも関与するところがございます。第一種事業の規模というものを定める際に、立地、地域による特性を含めて、現行法の改正なく措置することができないのだろうかという点と理解しております。この点につきまして、現行のアセス法と申すものは、まず、第二種事業というところで、個別の事業の事業特性や立地特性に鑑みて、アセス対象とするかどうかという仕組みを入れております。そのような第二種事業の仕組みの中で、第一種事業の中にさらに法律上の条文の手がかりなく立地特性を含めていくということが行政裁量の中で許されるかというのは、かなり難しい点とご考えておりますので、それにつきましては、法改正というような仕組みが必要ではないかとご考えておるところでございます。

また、御指摘の中で、継続して検討を早急に進めて迅速に措置をするという中で、ほかの公共事業などを含めて考えていくのか、あるいは、風力だけまず考えていくのかという点につきましては、こちら、2050年カーボンニュートラルという中で再エネの導入の促進が求められているという状況を踏まえまして、まずは迅速に手当てをしていかないといけないというところで、風力の特性というものに着目した検討を進めていくということをご想定しております。

【大塚座長】

ありがとうございます。

それでは、風力発電協会さんに、公開の状況に関してですけれども、先ほど荒井委員から、会員でないと思われたいような状況になっているということなのですから、この辺はいかがでしょうか。

【オブザーバー（日本風力発電協会）】

事務局の皆様、委員の先生の皆様、御意見ありがとうございました。

先生御指摘の環境影響評価図書の継続的な公表に関しては、環境影響評価情報支援ネットワークのほうで、5年間ということで、一部掲載、公開させていただいておりますので、そちらのほうは一般の方々も見られるような仕組みになっております。こちらに関しては、我々、風力発電協会としても情報公開は非常に大事だということで、会員のほうには、今、徹底して情報公開するようということでお願いしている状況でございます。

さらに強化するために、こちら環境省と一緒にどういう形が効果的に情報公開に向かうかということも含めて、継続して御相談させていただいている最中でございますので、改めて、また、今回の検討会を機に強化すべく議論していきたい、徹底させていきたいと思っております。

事後調査に関してですが、御指摘のとおりでございます。協会の会員だけしか、今、閲覧できない状況でございますので、なるべく早く一般の方々にも閲覧できるようにしていきたいと思っております。また、NEDOのほうの事後調査の報告書に関しましては、公開されていると思いますので、こちらのほうも見ただけならばというふうに思います。

我々自主的に取り組んだ事後調査結果についても、なるべく見ていただけるようにしていきたいというふうに思っております。

【大塚座長】

やり方を変えたら、それはそれで皆さん長くお話になりますので、ちょっと時間がまたなくなってきていて、恐縮ですが。

では、錦澤委員、お願いします。

【錦澤委員】

喫緊の課題と継続課題と1点ずつ申し上げたいのですけれども、これまでに非常に重要なポイントについては既に御意見がありましたが、それらの補足的な意見という形になるかと思えます。

1点目は喫緊の課題のほうで、今話がありました、事後調査を充実化するという点がやはり非常に重要だと思っております。事後調査というと、モニタリング調査というような感じにも聞こえるのですけれども、モニタリングとフォローアップという2つの用語があって、これは使い分けられていて、フォローアップはモニタリングを含むより広い概念なわけですけれども、モニタリング調査をやって、それをしっかりフォローアップしていくというところが重要になるという点を確認しておく必要があると思えます。

ですので、モニタリング調査の結果に基づいて、それをしっかり公表させていただいて、必要であれば情報公開をして、必要な対策を講じていく。こういう取組をしっかりとやっていくということになるかと思えます。

そういう意味で、実際にモニタリング調査等の計画については、アセス図書で、最終的には評価書で確定するということになりますので、アセス図書についても、後で確認できるような形で公表していくということは、これは極めて大事になると考えています。

特に規模要件を緩和するというようになった場合に、1万kWから3.75万kWの条例アセスに移行していく事業、これは条例アセスの対象になっていきますけれども、その部分のモニタリング調査も含めたフォローアップについては、ここはある程度国で見えていく、まさにフォローしていくということは考えてもいかなと思います。制度的にこれをごっちゃやることはできないとは思いますが、何らかの形で条例アセスへ移行していくものについては、フォローアップについては国がある程度責任をもって見ていくという形を検討していただきたいと思えます。

それから、あともう一点。継続課題ですけれども、スクリーニングについて検討するということですが、現状のスクリーニング、日本のスクリーニングは、非常にクローズドな形で行われて、ある程度判断基準等は事前に公表されていますけれども、最終的には結果として対象になったらないというものが公表されるということになっておりますので、ブラックボックスでやられてい

る。

この点の課題に加えて、スクリーニングのやり方についても、ヨーロッパ型のスクリーニングのようにチェックリストを使って事業者に自主的な環境配慮をしてもらう形も視野に入れて、今後の継続課題として検討していただければと思っています。

以上です。

【大塚座長】

ありがとうございました。

では、山本委員、お願いします。

【山本委員】

もうほとんど出尽くしていると思いますけれども、2つだけ申し上げておきたいと思います。

昔はアセスの重点化とか簡易化とかそういう言葉があったかと思うのですが、今はもうあまりありません。アセスをスピーディーにというところで、私は簡易のアセスというふうに考えていたのですが、よく読むと、簡易なアセス手続というふうになっていたのも、おや、ちょっと何か違うなというふうに思いました。今後、いずれにせよ、アセスをスピーディーで円滑なものにする上で、簡易なアセス、あるいは、簡易なアセス手続というのが重要になると思いますので、引き続き、具体的にどういう具合な手続、あるいは、アセスになるのかというのを検討していただきたいなと思います。これが1点。

もう一点は質問になるのですが、事業を分割してアセス逃れをすることが懸念されるというのがあるのですが、これはアセス法とは関係ないかもしれませんが、発電所を設置するときに、恐らく許認可権者のところに申請等書類を出すのだらうと思うのですが、そのときに届ける書類の中にアセスメント書類が多分必要なのだらうと思うのですが、これが規模の変更と大きく連動しているのかどうかというのを教えていただきたいなと思っています。

以上です。

【大塚座長】

以上、2名の先生について、事務局からお答えいただけますでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。

山本先生の最後の御質問の趣旨が、もしかしたら、私、捉えきれておらず、違ったことを言ってしまうかもしれません。もし御質問が、アセス逃れということではなく、例えば、規模要件を引き上げたという場合において、現状、法アセスにかかっているものについては、評価書の結果を添付して電気事業法の届出がなされるという点について、規模に満たないもの、法アセスにかからないものは、そのような添付書類がなくなるのかという点と理解した上でお答えしますと、そのような法アセスにかからないものですから、評価書を添付するということとはなくなるということかと思っております。

【山本委員】

許認可を与える権限を持っている人が環境配慮の書類がなくても許認可を与えるのかなとちょっと思ったもので、その辺を知りたかったのですが。結構です。環境影響評価法とあまり関係なさそうなので。ありがとうございました。

【大塚座長】

今のお答えでよろしいかと思います。どうぞ。

【経済産業省（田上）】

経済産業省の電力安全課長の田上です。

今、御指摘がありました、恐らく電気事業法の工事計画の届出の話だと思います。基本的に、電気事業法の工事計画の届出に際しましては、アセス手続の最後の評価書を添付していただく形になっていますので、工事計画と評価書の関係は一つ一つになります。アセスの手続が不要なものにつき

ましては、工事計画にアセス手続の評価書の添付は不要になりますので、そこは工事計画だけという形になります。

【山本委員】

ありがとうございました。

【大塚座長】

規模要件を上げるというのは、そういうことだということかと思います。

では、一通りコメントをいただきましたので、オブザーバーの方からコメントをいただきたいと思います。時間がなくなってきているのですけれども、これは挙手いただけましたらということなのですけれども、いかがでしょうか。

【オブザーバー（日本自然保護協会）】

日本自然保護協会の大野です。

まず、再エネについての私たちの考え方からお話しさせていただきます。地球温暖化対策が生物多様性に貢献するというとも言われるのですけれども、グローバルに気温上昇が抑えられれば、結果的には生物多様性にも貢献するけれども、日本のようにきめ細かく、パッチ状に生物多様性の豊かさがある環境ですと、ローカルな面では、風力発電をはじめ再エネの作り方によっては重大な影響があるわけです。

そういった考えを我々は持っているのですが、ちょうど、IUCN（国際自然保護連合）が2月下旬に「ソーラー及び風力発電開発に関する生物多様性影響の緩和」というガイドラインをまとめ、公表されました。今日の参考資料5にも添付されています。アセスメントやモニタリングに関するところだけ抜粋されたものが添付されていますが、その中で言われているのは、今議論されている規模云々のことよりは、IUCNでも立地によって影響があるのだとされています。計画初期段階でいかにリスク評価をして回避するのが重要で、自然の脆弱性から回避すべき場所や重要とされる地域というもののマッピングが必要だ、大事だということが言われています。

そういう意味で、今後、風力発電や太陽光発電が拡大するに当たって、国や地域レベルでの生物多様性を考慮しなければならないという考えがまずちゃんと示されておりまして、ので、今後も、日本で温対法が改正されているいろいろ進んでいく中で、このIUCNのガイドラインが参考になるのではないかと思います。我々もすべてはまだ把握はできていませんが、つくった場合、回避して、縮小して、その先つくった場合に、オフセットやネットゲインの考え方や基本原則などもしっかりと書かれております。それは、今後の日本で風力発電の適正な開発にとって、すごく参考になるものだと思っております。

そういう意味では、今日の資料の16ページの2つ目のかたまりのところ、カーボンニュートラル、再生エネルギーの導入が待ったなしということは書かれているのですが、同様に、生物多様性も待ったなしの状況ですので、そこは並列というか、生物多様性の保全も大事な状況にあるのだということはちゃんと書いていただきたいなと思います。

今まで議論が出ていますように、5万kWの根拠が注目されるところです。11ページ目から14ページまでに説明がいろいろありましたけれども、5万kWが前提にあり、無理くり感があるなという感じがしております。委員からも指摘がありましたように、作業道、管理道とかがこれに含まれているかどうかというのは、やはりすごく気になります。というのは、基数と面積の比例なので、一基の面積掛ける基数ですから、ここで示されている図も当たり前で、前回、今まで出されていたものでは、総出力と面積に相関がないという結果になっていました。それが、直接的に建てる場所以外に、新規の林道の建設とか拡張が行われていることが含まれているからではないかなと思います。なので、今回のこの計算に、工事のために搬入する道路ですとか、拡張する林道なども入れないといけないのではないかなと思います。というのは、やはり個別のアセスを見ていくと、風力発電、山地の尾根部に造られますので、急斜面に林道を拡張したり新設することがあります。ましてや、大型化していけば、なおさらそれも拡張が大きくなると思うのですけれども、それによって沢とか溪流の影

響も多大にありますので、こういった計算は、特にそれらも考慮しないといけないのではないかなと思います。

あと、18ページ目の事後調査の強化です。これは、日本自然保護協会からも野鳥の会からも言われています。私の追加意見でも出しましたように、今後、事業者と事後調査の結果の共有ですとか連携を進めていくということがうたわれていますが、その根幹として、この事後報告書の環境省の提出とか、環境大臣がつかないという特例になっているのをまず見直すべきではないかなと思います。

あと、累積的影響です。荒井委員からもありました。実際、我々もアセスの準備書などを見ると、今後、こういった累積影響というのは、風力発電事業が増えれば増えるほど考えていかなくちゃいけないものだと思います。そのときに、どのぐらい隣接していると累積がどのぐらいあるのかとか、既に運用されているところに加えて新たに計画ができる場合に、運用されていることを起点に考えるのか、運用される前のできる前を基点として考えるのかで累積的影響の度合いというか、大きさが違うと思います。我々はもともとないものと比較して累積的影響を考えるべきだと思います。

同じ18ページの中に猛禽類・渡り鳥の対応強化ということが括弧書きで書かれていますが、この括弧書きの意味がよく分かりません。また、渡り鳥や猛禽類だけではなくて、コウモリですね。意見書などでもかなりコウモリのこと、意見がたくさん出ておりますし、バードストライク、バットストライクの事例もたくさん入っておりますので、こういったガイドラインを進めていく上では、コウモリも入れないといけないのではないかなと思います。

そういう意味では、このガイドラインというのは、先ほどIUCNの方でも脆弱性のある場所を明確にしましょうということがうたわれていますので、環境省がそういったセンシティブティーマップを示して、それを守られるようなガイドラインが必要に思います。

そういう意味では、温対法の改正による促進区域がゾーニングになるかどうかなんですけど、私たちがそこに期待をしていましたが、今の法案を見ると、促進区域だけで、保全区域というのは示す必要がないというか、出ないわけです。促進区域を洗い出す上で、センシティブティ、守るべきところは除いていかれるかとは思うのですけれども、この温対法にのらないで別に計画することはできるわけで、促進区域以外の場所で計画することは可能な状況は変わらないと危惧します。ので、守るべきところとつくって問題がない場所の色がけができる本来のゾーニングではないのではないかなと考えています。

それと、配慮書相当の担保というの、条文を読んでも、まだいまいち不明でして、そこは、先ほど田中委員からも小委員会で検討すべきではないかなと言われていましたように、重要な問題だと思います。どちらも環境省の省令による基準、都道府県の環境配慮事項をどうつくるかというのがすごく注目されるところで、その作り方、検討の仕方もまだ明確になっていませんので、我々はそこをすごく注目しています。

最後に、田中先生がおっしゃっていたスクリーニングに代わる。

【大塚座長】

すみません。あと5分で終わらないといけないのですが。

【オブザーバー（日本自然保護協会）】

すみません。田中委員がご提案の仕組みについては、我々もすごくいい案だと思いますので、法改正しなくても省令でできる方法というのをぜひ御検討いただきたいと思います。

すみません。長くなりました。

【大塚座長】

浦委員ですよね。

【事務局】

座長、すみません。大林様が先に手を挙げられておりますので。すみません。

【大塚座長】

では、大林さん、お願いします。

【オブザーバー（自然エネルギー財団）】

よろしいでしょうか。申し訳ございません。

自然エネルギー財団、大林でございます。過去2回にわたり意見を述べさせていただき、大変ありがとうございました。

規模要件からは離れますが、まず、温対法の改正、閣議決定おめでとうでございます。特に、基本理念においてパリ協定に定める2度、そして、1.5度に抑えていくための努力が書き込まれた、2050年までの脱炭素社会の実現が入れられたことは大変よかったと思います。日本でもこうして徐々に制度が整えられていますが、気候対策については、これまでの取組は遅れてしまっています。

現在、見直しが始まっているエネルギー基本計画では、自然エネルギー目標の拡大が行われるというのは必須です。2050年からバックキャストした場合に、現在の2030年目標を大幅に上回る目標値が設定される必要があります。特に、欧米に比べて立ち遅れている風力発電については、強力な推進政策が取られるべきです。御意見の中に環境影響評価が風力を阻んでいるのではないという意見もございましたが、2024年に運転開始できるのか、2028年になるのかというのは、導入の加速に大きな差を与えます。

風力発電は気候変動を抑制し、地球規模、広範囲での生態系や鳥類を保存します。しかし、先ほどお話にもございましたように、確かに、個別の発電機が鳥類に対して影響を与えるという可能性はあります。しかし、風力発電を含む全てのエネルギーは、環境や鳥類に影響を与えますので、その影響は、風力だけが取り上げられるのではなく相対的に比べられる必要があります。化石燃料による発電が地球規模で与える気候危機や地域に与える大気汚染の影響、また、本日最初に黙祷をしたように、今日は東京電力福島第一原子力事故の日ですが、原子力が巨大大事故や放射性廃棄物によって与える、より広範囲での長期の影響と、個別の風力発電設備が与える影響を同じスケールで比べることは、適切ではありません。

例えば、現在の国による法アセスの基準を下回る小規模な石炭火力発電所で、2012年以降で運転開始したものは、2019年末までで65万kWとなっております。今現在アセスを実施して運転開始、建設中の小規模なものは、67.2万kW、さらに11.2万kWが1件アセス中になっておりますので、こういったことから考えましても、やはりアセスの在り方を根本から見直す必要があると考えます。規模要件の拡大がなされることは、非常に重要です。

前回申し上げておりますし、先ほども複数の委員から御指摘がございましたけれども、今現在手続中のもので風力が92%を占めているという法アセスというのは、平等な形では運営されていないと思います。

そして、いただいた御提案については、5万kWを想定する基準としていただいたことは承知いたしました。進めていただくのがよいと思います。こうした規模要件の拡大がなされると共に、自主アセスについても、業界の方々が適切な自主アセスを行っていく適用の拡大は環境省と業界の判断でできるものですので、ぜひ2021年度内に実施していただきたいと思います。

まずは、法の規模要件の拡大を行い、あわせて、自主アセス、条例アセスの速やかな改定を促進する、働きかけていくということが重要だと思えます。

その意味で、3-1、15ページにございます、条例改正の検討と周知期間として1年が必要というふうになっていますが、既にある条例の場合は、規模については、必ずしも条例改正を必要とせず、規則の改正、首長の判断でできるものもあるのではないかと考えます。その場合は、1週間で規則改正することもできますので、周知の期間と条例の整備を一緒くたにして1年とするのは、適切ではないと考えます。

また、先ほど自然保護団体の方からの御報告としてIUCNのお話もございましたけれども、意見書にも書かせていただきましたが、気候変動が鳥類に与える影響について、日本では科学的、包

括的な調査研究がございません。これについて、ぜひ環境省も行って欲しいと考えます。さらには、風力発電が鳥類に与える影響についても、科学的根拠に基づく調査結果が必要だと考えます。先ほどのIUCNの話からは、地球規模ではなく日本規模、日本規模から地域規模の調査結果が必要なのだと思いますので、様々な立場から議論を進めていくために、環境省においても包括的な科学調査を実施し、公開していくことを望みます。

以上です。

【大塚座長】

大林さん、どうもありがとうございました。

では、浦さん、お願いします。ちょっと時間がなくなってきましたので、申し訳ありませんが、よろしくお願いします。

【オブザーバー（日本野鳥の会）】

時間のないところ、すみません。

私も日本自然保護協会の御意見に基本的には賛同するのですが、それに加えて、まず、今回の検討会で残念に思っているのが、規模要件を引き上げることによって、結局、ゼロカーボン、脱炭素のほうが進むのか、逆に、風力発電は規模が1万になっていることがそれをどう妨げているのかというような説明は、事業者団体側からは明確に今までなかったのが残念だなど。そういうところで、環境省は事業者に代わり、本日、5万kWに引き上げられる根拠について厳しいと言いますか、無理矢理感のある説明になってしまっているのだらうなと思ったところです。

規模要件を引き上げたら、条例アセスで基本的には要件以下のところは課していきたいということでしたが、それでも条例アセスを対象にしていない県というのは幾つかあります。それらの県でどうやって今後は対象にできるのかについて、よく検討すべきです。国のほうが何か働きかけができるのか、それとも、県のほうで条例に対象にすることを待たないといけないのか、その辺をきちんと整理をしていただきたいなと思っております。

先ほど、改正の温対法のほうで促進区域の話がありましたが、保全区域もセットで指定すべきで、これは、温対法のほうではなくても、別の法律でもいいのですけれども、ゾーニングというのを進めていく中で保全区域というのもきちんと設定しないと、促進区域ではないところでも事業計画を立てられるということになります。そこが本来保全区域に指定されるべき場所であった場合に、環境問題、影響が出てしまう可能性が高いということです。

資料の中で喫緊の課題と継続検討課題というのが出ていましたけど、喫緊の課題については、この検討会の結論として規模要件を引き上げることが可能と判断した場合でも、それらを単なる課題の提示で終わることなく、引き上げと同時に実施すべきものです。規模要件以下の事業計画において環境配慮や地域住民とのコミュニケーション不足が生じないよう、喫緊の課題として挙げていることが実施されることなく規模要件を引き上げるということは、すべきではないと思います。継続の課題に関しては、この検討会を続けるのか、別の検討会をつくってもいいのですけれども、そこはまた何か別の議論の場を設ける必要があるのかなと思います。10数年に1度はアセス法の点検があると思うのですが、それに向けてというところで、今後の継続案件の課題のところは検討していくべきかと思います。

アセス逃れの話がありました。基本的には、資本関係が同一とみなされるものは同じ計画としてみなすというお話でしたが、それに加え、一定の地域内での計画なり、すでに建っているものから一定の距離内にあるものは同一とみなす、なども対象として検討すべきで、それは事業者が違ってても対象とすべきです。また、最近施設の規模自体が15万kWなのだけれども、出力抑制して、4万kWです、5万kWですというような計画が出てくるようになっていきます。出力抑制自体はアセス法ではなく、電気事業法の話かもしれないのですが、しかし、そういった案件に関しても、法アセスを実施すべきです。環境影響というのは、立地環境のほかに、施設が実際に発電する出力でなく施設の規模にもよるので、そういった出力抑制の点をどうするのかというのは検討すべきです。

事後調査も、公開というところまでがこの資料に載っていましたが、やはり公開だけではなくて、実際影響が出たときの保全措置というのをしっかり義務づける必要があるのではないかなと思います。

最後になるのですが、資料2の10ページのところですかね。埋立て・干拓を想定して、100haというのを厳しくして、50haということだったと思います。ただ、廃棄物処理場のこれは、30haと示されています。その50と30との数字がある中で、50ですと言っている根拠を知りたいのと、風力発電が場所によっては迷惑施設になる可能性があると考えれば、廃棄物処分場と同じ30haという数字で検討ができないのかと思いました。

以上です。

【大塚座長】

では、眞鍋さん、お願いします。

【オブザーバー（日本風力発電協会）】

すみません。手短に。

本当に様々な御意見ありがとうございます。真摯に受け止めてしっかり対応していきたいと思っております。

資料1、33ページなのですが、ゾーニングの制度化の活用とか、スクリーニングの拡大活用ということで、こちらに継続の審議事項として記載されているのですが、我々も真摯に、こういう制度に対して、効果的・効率的なアセスメントが実施できるように協議を継続させていただきたいと思っておりますので、経済産業省、環境省様のほうによりしくお願いいたします。

短いですが、私のほうからは以上でございます。

【大塚座長】

手を挙げていただいた順番なので、申し訳ありません。

では、北九州市さん、お願いします。

【オブザーバー（北九州市）】

よろしく申し上げます。2点述べさせていただきます。

まず、今回の議論を聞かせていただきまして、各自自治体におきましては、法の規模要件の緩和に際しては、かなり条例改正というのは消極的にならざるを得ないのではないかと感じました。

まず、規模要件の緩和の根拠が今回初めて示されたわけですが、ほかの事業、アセスの対象事業と比較して、面積要件でという説明の仕方であったのですけれども、各自治体においては、風力が多数来ているような状況もないところが多分多数だと思いますし、そういった個々の自治体の状況を鑑みれば、各自治体、市民の皆様説明する際に、「面積がこうだから大丈夫ですよ」という説明は、なかなかしづらいのではないかと感じております。規模要件の緩和に際して、それが環境保全とどう関わってくるかという議論が1つないと、なかなか、自治体としては、積極的に規模要件を上げていくという議論は難しいのではないかなと考えております。

もう一つは、迅速に条例改正を進めていただきたいという趣旨は理解するのですが、このたび温対法の改正の促進区域という新しい法制度もできましたし、今回示された「継続して検討し迅速に阻止する措置すべき事項」、これは恐らく継続的にやっていくものとなると思うのですが、やはり、その状況を見据えた状態ではないと、なかなか、迅速に条例の規模要件を緩和してしまうと、そういった後の議論によってまた再度の改正が必要になるといった事態も考えられますので、各自治体では、なかなか、そういった条件が出そろったところで検討していくものではないかと考えております。

2点目でございますけれども、今回、主に陸上風力に関する議論ということであったのですが、今回、5万kWにしたところにおいては、洋上ではあまり影響は出てこないのではないかと感じております。したがって、洋上でしっかりやっていくためには、陸上風力での紛争化を避けるという意味でも、やはりそこはしっかりやっていくべきものかなと考えておりますので、なかなか

条例をいじるといのは難しいのではないかと考えております。

我々としても、今、温暖化対策計画の見直しを行ってございまして、その中で最大限再エネを利用してゼロカーボンシティを目指していくという中で、最大限どのような形で再エネを導入していくかというところ、現状は洋上に注力しているところですので、第1回でも述べさせていただきましたように、洋上に関しても、今回、改正温対法の中で、アセスというかゾーニングと地域の合意がセットになったような促進区域の考え方を導入して、日本版セントラル方式にアセスも含めた議論をしていただきたいと思いますというところでございます。ここは要望させていただきます。

以上です。

【大塚座長】

すみません。愛知県さん、どうもお待たせしました。申し訳ありませんが、お願いします。愛知県さん、お待たせしてすみません。

【オブザーバー（愛知県）】

愛知県の永井です。4点意見を述べさせていただきます。

資料2の3-1の15ページになるかと思えます。施行までのリードタイムについてでございます。法の第二種事業を条例アセスの対象としている本県におきましては、仮に法の規模未達の風力発電事業を条例対象にするということになりますと、これまでの条例の考え方を変えるということになりますので、他事業の規模要件の見直しを含めました条例全体での枠組みの見直しにつながります。この場合におきましては、県の環境審議会での検討、それから、議会での承認なども必要となつてまいります。

そういうことから、施行令の改正・公布から施行までに最低でも1年は必要と考えてございます。十分な期間を確保していただきますよう、お願いをいたします。

2点目でございます。同じく15ページになりますけれども、愛知県においては、手続中の環境影響評価案件に対して厳しい大臣意見が述べられています。したがって、これらの手続中の案件については、環境影響が懸念されますことから、規模要件の緩和にかかわらず、最後まで法アセスの対象としてフォローしていただきますよう、お願いします。

それから、3点目でございます。こちらは21ページになると思えます。1～5万kWの風力発電事業について、より幅広くスクリーニングを実施することが「継続して検討し迅速に措置すべき事項」として例示をされています。しかしながら、規模要件緩和後、すぐに強化するということとなりますと、混乱を招くことが想定されます。それにもかかわらず規模要件を緩和することであるのであれば、これまでの知見などを踏まえまして、その理由を明確にすべきというふうを考えます。

最後です。第1回目の検討会以降、これまでに述べさせていただきました愛知県の意見は、都道府県を代表したものではありません。各都道府県や政令市においても、それぞれの事情を抱えていると考えられるため、勢一委員からも意見がございましたけれども、それら自治体の意見についても十分に吸い上げて、勘案していただきますようお願いいたします。

以上です。

【大塚座長】

愛知県さんは、規模要件の上限が決まっているので、大変だと思いますけれども、どうも恐れ入ります。

私の不手際で申し訳ないのですが、委員の先生方で、もしどうしてもという方がいらっしゃったらお伺いしますが、よろしいですか。ありがとうございます。

では、事務局、もし何かこれだけはというのがあったらお伺いします。

【事務局】

ありがとうございます。1点御質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

資料2の18ページでございます。こちらにつきまして、日本自然保護協会様から、「特に猛禽類、

渡り鳥などの鳥類への対応を強化することが」というところのくだりにつきまして、なぜ括弧書きなのかというところで御質問をいただきました。少し編集の不便になっておりまして、申し訳ございません。こちらは、上にあります「環境省による情報収集提供の強化等が必要ではないか」というところをさらに具体的にブレークダウンして書いたものという意味で括弧書きにしておいたというところで、その重要性が括弧という意味ではございません。

【大塚座長】

私の不便で本当に遅くなって申し訳ないですけれども、一通り議事が終了しましたので、事務局にお返ししたいと思います。

【事務局】

委員の皆様方、オブザーバーの皆様方、また、御視聴されている皆様方、本日は長時間にわたり御議論、御視聴いただき、誠にありがとうございます。また、事務局の不便で少し時間を超過してしまいまして、大変申し訳ございません。

以上をもちまして、令和2年度第3回再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会を終了いたします。誠にありがとうございました。

以上